

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター
神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地
神奈川県立宮ヶ瀬湖力ヌ一場

指定管理者 事業計画書

| | |
|-----|-----------------------|
| 団体名 | 公益財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 |
|-----|-----------------------|

※ 記載にあたっての留意事項

原則、次のとおりとしてください。

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- 両面印刷又は両面コピーとしてください。
- ページ数が複数となる書類については、通し番号（表紙から1／〇とし、以降2／〇、3／〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入）を中心下に表記してください。

事業計画書（目次）

| | |
|---|----|
| 団体の概要 | 2 |
| 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針 | |
| (1) 宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情を踏まえた運営管理 | 5 |
| (2) 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等 を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ること | 7 |
| 2 施設の維持管理 | |
| (1) 個々の施設の特性を踏まえた維持管理 | 12 |
| (2) 一体運営による効果的・効率的な維持管理 | 24 |
| 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 | (|
| (1) 個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組み | 25 |
| (2) 一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組み | 33 |
| (3) 広報、PR活動 | 39 |
| (4) 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 | 41 |
| (5) 利用料金 | 43 |
| 4 事故防止等安全管理 | |
| (1) 事故防止等安全管理 | 46 |
| 5 地域と連携した魅力ある施設づくり | |
| (1) 地域と地元市町村、関係機関等との連携及び協力 | 52 |
| 8 人的な能力、執行体制 | |
| (1) 人的な能力、執行体制 | 56 |
| 10 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献 | |
| (1) コンプライアンス | 59 |
| (2) 個人情報保護 | 61 |
| (3) 社会貢献 | 61 |
| 11 これまでの実績 | 64 |
| 12 その他 | 65 |

団体の概要

(平成27年7月現在)

| | | | |
|-------|---|------|--------------|
| 団体名 | 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 | | |
| 所在地 | 〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940-4 番地 | 電話番号 | 046-288-3600 |
| 代表者 | 理事長 森田 茂實 | FAX | 046-288-3961 |
| 設立年月日 | 平成4年10月1日 | | |
| 沿革 | <p>平成4年10月 出資者16団体、基本財産15億円をもって「財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」を厚木市恩名102-2に設立。</p> <p>平成6年2月 2団体から出資金の出捐を受ける。(18団体) 基本財産15億2千万円となる。</p> <p>平成6年4月 建設省(現国土交通省)より「宮ヶ瀬ダムインフォメーションセンター」維持管理業務を受託。</p> <p>平成7年4月 神奈川県より国体開催施設「カヌー用艇庫」管理業務を受託。</p> <p>平成8年4月 神奈川県より国体開催施設「馬術場」管理業務を受託。</p> <p>平成10年9月 神奈川県より「県立宮ヶ瀬やまなみセンター」管理運営業務を受託。 財団事務所を愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地へ移転</p> <p>平成11年4月 神奈川県より「宮ヶ瀬湖自然公園施設」、「県立宮ヶ瀬湖カヌー場」、「県立津久井馬術場」の管理運営業務を受託。</p> <p>平成11年11月 國土交通省より「宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館」運営管理業務を受託。</p> <p>平成12年4月 神奈川県より「宮ヶ瀬湖自然公園施設」の追加施設として、「鳥居原園地」の管理運営業務を追加受託。</p> <p>平成15年4月 國土交通省より「宮ヶ瀬湖水源地域ビジョン」を推進する事務局業務を受託。 (～平成21年4月)</p> <p>平成18年4月 「県立あいかわ公園」指定管理者として管理運営を受託。 以後、継続受託</p> <p>平成22年8月 水源地域活性化推進事業の一環として、また宮ヶ瀬ダム10周年記念事業として「第1回宮ヶ瀬湖24時間リレーマラソン」実施 以後、毎年実施</p> <p>平成23年10月 神奈川県知事の認定を受け「公益財団法人」へ移行。</p> <p>平成26年3月 「県立津久井馬術場」は、廃止に伴い受託終了</p> | | |

| 業務内容 | <p>県民の水源環境に対する理解を促進すること及び宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することにより、都市と水源地域及び人と自然の交流・共存による宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与することを目的とする。</p> <p>上記の目的を達成するため、神奈川県内において次の公益目的事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 水源環境の理解促進に関すること。 (2) 宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化の推進に関すること。 (3) その他公益目的を達成するために必要な事業に関すること。 <p>上記(1)(2)(3)の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> (4) 上記公益目的事業に係る附帯事業の運営に関すること。 (5) 上記公益目的事業に定める事業に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|-------------|---------|-----|---------------------|--------------|-----------|--------------------|--------------|-------------|------------------|--------------|--------|----------------|--------------------|--------|----------------------|--------------|--------|---------------------|---------------|-------|-------------|---------------|-------|-------------|--------------|-------|
| 主な実績 | <p>(1)国又は地方公共団体が参加する会議を主催した実績</p> <p>①平成26年7月 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進懇談会を開催 構成員 国、県、相模原市・愛川町・清川村の首長等</p> <p>②平成25年7月 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進懇談会を開催 構成員 国、県、相模原市・愛川町・清川村の首長等</p> <p>③平成25年2月 検討部会第1回準備会（及沢自然地開催に向けて） 構成員 国、県、清川村、財団</p> <p>(2)10,000人以上の規模の地域活性化イベントを企画し、実施した実績</p> <p>みやがせフェス2014秋の陣（会場：鳥居原園地 サブ会場；県立あいかわ公園他） 開催日 平成26年11月3日（月） 参加者10,000名</p> <p>みやがせフェス2014夏の陣（会場：宮ヶ瀬湖畔園地 サブ会場；県立あいかわ公園他） 開催日 平成26年9月21日（日） 参加者25,000名</p> <p>みやがせフェス2013夏の陣（会場：宮ヶ瀬湖畔園地 サブ会場；県立あいかわ公園他） 開催日 平成25年9月23日（月） 参加者24,000名</p> <p>(3)国又は地方公共団体から施設の管理運営業務を行った実績（指定管理を含む）</p> <p>当財団は、宮ヶ瀬湖周辺において次のとおり国（国土交通省）及び神奈川県からの事業（業務）を受託管理運営しています。 (平成27年7月)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" data-bbox="366 1484 1410 1994"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>受託開始年月日</th><th>発注者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立宮ヶ瀬やまなみセンター管理運営業務</td><td>H10. 9 (継続中)</td><td>県土地水資源対策課</td></tr> <tr> <td>宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務</td><td>H11. 4 (継続中)</td><td>県自然環境保全センター</td></tr> <tr> <td>県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務</td><td>H11. 4 (継続中)</td><td>県スポーツ課</td></tr> <tr> <td>県立津久井馬術場管理運営業務</td><td>H11. 4 H26. 3終了</td><td>県スポーツ課</td></tr> <tr> <td>県立あいかわ公園管理運営業務（指定管理）</td><td>H18. 4 (継続中)</td><td>県都市公園課</td></tr> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営事業</td><td>H11. 11 (継続中)</td><td>国土交通省</td></tr> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム施設管理業務</td><td>H11. 11 (継続中)</td><td>国土交通省</td></tr> <tr> <td>宮ヶ瀬ダム巡視支援業務</td><td>H10. 4 (継続中)</td><td>国土交通省</td></tr> </tbody> </table> <p>【水源地域ビジョン進行管理運営業務は、平成15年4月～平成21年3月まで受託】</p> | 事業名 | 受託開始年月日 | 発注者 | 県立宮ヶ瀬やまなみセンター管理運営業務 | H10. 9 (継続中) | 県土地水資源対策課 | 宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務 | H11. 4 (継続中) | 県自然環境保全センター | 県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務 | H11. 4 (継続中) | 県スポーツ課 | 県立津久井馬術場管理運営業務 | H11. 4 H26. 3終了 | 県スポーツ課 | 県立あいかわ公園管理運営業務（指定管理） | H18. 4 (継続中) | 県都市公園課 | 宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営事業 | H11. 11 (継続中) | 国土交通省 | 宮ヶ瀬ダム施設管理業務 | H11. 11 (継続中) | 国土交通省 | 宮ヶ瀬ダム巡視支援業務 | H10. 4 (継続中) | 国土交通省 |
| 事業名 | 受託開始年月日 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県立宮ヶ瀬やまなみセンター管理運営業務 | H10. 9 (継続中) | 県土地水資源対策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務 | H11. 4 (継続中) | 県自然環境保全センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務 | H11. 4 (継続中) | 県スポーツ課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県立津久井馬術場管理運営業務 | H11. 4 H26. 3終了 | 県スポーツ課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県立あいかわ公園管理運営業務（指定管理） | H18. 4 (継続中) | 県都市公園課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営事業 | H11. 11 (継続中) | 国土交通省 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮ヶ瀬ダム施設管理業務 | H11. 11 (継続中) | 国土交通省 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮ヶ瀬ダム巡視支援業務 | H10. 4 (継続中) | 国土交通省 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 財政状況 (過去3年間 について記 入してくだ さい) | 年 度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---|--------|-------------|-------------|-------------|
| | 総収入 | 468,387,090 | 470,797,813 | 463,244,378 |
| | 総支出 | 471,223,829 | 466,999,703 | 462,942,788 |
| | 当期損益※1 | ▲2,836,739 | 5,462,917 | 2,909,310 |
| | 累積損益※2 | 384,724,127 | 390,117,044 | 392,956,354 |

| 申請に関する担当連絡先 | | | | | |
|-------------|--------------|-----|--------------|--------|---------------------------|
| 氏名 | 姓 柳川 義徳 | | 部署・職名 | 施設課 主査 | |
| 電話番号 | 046-288-3600 | FAX | 046-288-3961 | 電子メール | yanagawa.y@miyagase.or.jp |

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

※1 決算書（正味財産増減計算書）税引前当期一般正味財産増減額

※2 決算書（正味財産増減計算書）一般正味財産期末残高

団体名

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針

(1) 宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情を踏まえた運営管理

宮ヶ瀬湖周辺地域の成り立ちを踏まえた指定管理業務全般を通じての総合的な運営方針、考え方

(宮ヶ瀬ダム建設事業が、宮ヶ瀬湖周辺地域・住民の多大なる理解と協力のもとに進められたという歴史的経緯と、宮ヶ瀬湖周辺施設の3施設の設置経緯や設置目的及び公の施設としての役割を踏まえ、これら3施設を一体として、どのような施設運営を目指すのか、基本的な考え方を記載してください。)

内 容

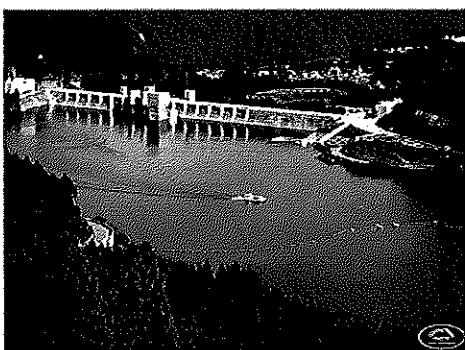
1) 歴史的経緯

宮ヶ瀬ダムは、神奈川県最後の「水がめ」として、昭和44年に計画が発表され、周辺地域・住民の多大なる理解と協力により、30年以上の年月を経て平成13年に完成しました。

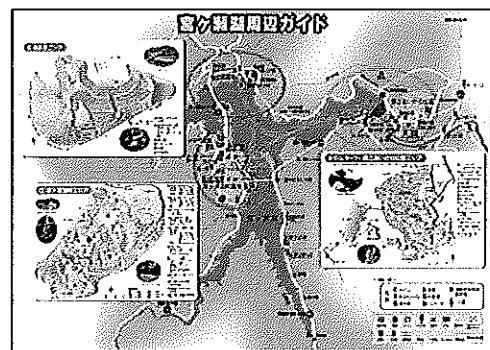
ダム完成に伴い誕生した「宮ヶ瀬湖」は、相模原市（旧津久井町）、愛川町、清川村の3市町村にまたがっています。

このダムの建設に併せて、平成4年4月に「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」が策定され、人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市近郊リゾート地の形成を目的として、3拠点（宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原地区、ダムサイト・あいかわ公園地区）等の整備が行われてきました。

当財団は、この基本計画を一体的・計画的に推進するため、企画立案と合意形成の促進、公共施設等の管理の受託、宮ヶ瀬湖周辺地域の情報の提供、地域活性化の促進、調査研究等について、国、県、関係市町村、利水者、民間企業等の協力と連携を行う組織として、平成4年10月に設立され、今まで、水源環境の理解促進や宮ヶ瀬湖周辺地域活性化事業等の推進を行ってきました。



宮ヶ瀬ダム（南山園地より）



宮ヶ瀬湖周辺3拠点マップ

2) 運営管理

運営管理においては、財団設立の理念を基に自然環境の保全に努めるとともに、安全快適な利用環境に向け、利用者や様々な関係者の意見に耳を傾けることはもとより、宮ヶ瀬湖周辺地域で活動する多様な人材の発掘やネットワークの充実をめざ

します。

当財団は、今まで、県・市町村等の関係機関や宮ヶ瀬湖周辺活動団体の意見をくみとるために、活動団体交流会を開催するなど工夫を凝らしてきました。

また、環境負荷の軽減を目指したゼロエミッションや省資源化に取り組む一方、管理に要する経費の面では、適正な受益者負担にも努めるとともに、利用者へのサービスの低下をきたさない範囲で徹底的な経費の節減に取り組み、地域の公益法人として信頼感のある指定管理者たるよう努めます。

3) 環境の変化

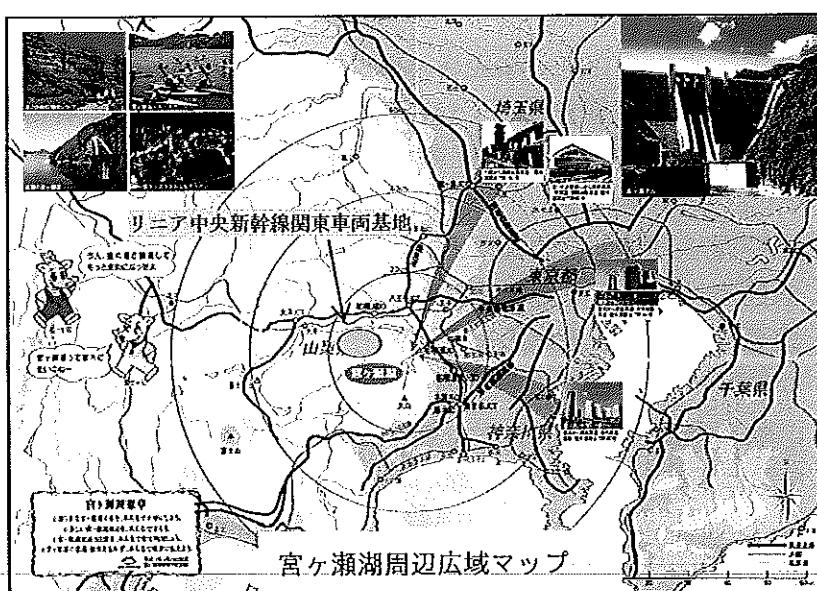
少子高齢化・地域活性化ニーズの高まり、環境への関心の高まり、防災意識の向上等社会環境面での変化を的確にとらえて、3施設の運営管理にきめ細かく反映してまいります。

とりわけ、宮ヶ瀬湖周辺にかかる変化として、圏央道の整備が進み東名高速はもとより中央道や関越道等の高速道路網とつながり、相模原インターチェンジも供用されたことに伴い、より広域圏へのPRや遠隔地からの来訪者対応に心がける必要があると認識しています。

さらに、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに伴うスポーツ熱の高まりを踏まえたカヌー場などの積極的な運営、リニア中央新幹線関東車両基地の整備が隣接地に計画されるなど、よりグローバルな動向もあり、「最先端科学技術拠点」と「都市近郊の豊かな自然」とが隣接する新たな観光拠点として、宮ヶ瀬湖周辺を一体のものとしてとらえ、発信することの重要性が高まるものと考えています。

当財団は、宮ヶ瀬湖周辺施設の管理運営実績、地域との円滑な連携を可能とする組織体制のもと、これまで培ってきたノウハウを踏まえて、首都圏最大級の宮ヶ瀬湖の自然環境の魅力を発信することはもとよりスポーツ、体験活動、文化活動等多様なレクリエーションの場や健康増進、福祉活動の場を提供していきます。

(別添 観光核づくり「都心からの一番近いオアシス水源地宮ヶ瀬」参照)



1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針

- (2) 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ること
 ア 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ることへの取組方針
 (宮ヶ瀬湖周辺施設は、宮ヶ瀬湖の水質や自然環境の保全・充実と、周辺地域の振興・活性化という目的を達成するための中心的施設であることを踏まえ、各種事業を企画提案・実施するにあたり基本となる取組み方針を記載してください。)

内 容

①) 取組方針

当財団は、「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市近郊リゾート地の形成」を基本理念として設立され、宮ヶ瀬湖周辺施設の整備段階から自然環境の保全と水源地域の振興の実現に向け、事業を展開してきました。

① 企画立案・合意形成の促進

「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」に基づき整備された施設については、国、県、周辺市町村及び利水者等との合意形成により策定された「宮ヶ瀬湖水源地域ビジョン」に則り、各拠点{宮ヶ瀬湖畔地区(清川村)、鳥居原地区(相模原市)、ダムサイト・あいかわ公園地区(愛川町)}の効率的運用と特色ある地域活性化対策及び自然環境の保全と秩序ある利用の促進を図ります。

② 公共施設などの受託・管理運営

宮ヶ瀬湖周辺地域に整備された公共施設の管理運営を受託し、自然に親しめるレクリエーション活動のための拠点施設とするほか、駐車場等の管理運営を行います。

③ 地域情報の提供、活性化の促進

周辺地域で行われる行事・催事等の情報提供を行うとともに、宮ヶ瀬ダムの役割など広報業務を実施し、水資源の大切さの理解とこの地域が賑わいと活気あふれた地域であり続けるよう地域活性化の促進に取り組みます。

④ 調査研究の実施

圏央道相模原・愛川インターに続き、相模原インターも開通して、宮ヶ瀬湖周辺における交通事情が大きく変貌を遂げています。また、リニア中央新幹線橋本駅や当地に隣接する相模原市緑区鳥屋地区の関東車両基地の整備に向けた取り組みが行われています。

こうした外部環境の変化を的確にとらえ来誘客の増加に向けた取り組みとして、当財団において来訪者動向調査を継続実施し、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進するとともに、都市と水源地域、人と自然の交流・共存する水源地を目指します。

- 当財団は、県民の自然環境に対する理解を促進すること及び宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することにより、都市と水源地域及び人と自然の交流・共存による宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与することを目的として諸事業に取り組みます。

2) 水源環境理解促進

「美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬ダムの水質を守っていく」ために、平成10年4月29日に制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の理念に基づき、宮ヶ瀬湖周辺地域の豊かな自然環境の保全と秩序ある利用の促進を図ります。また、事業の実施にあたっては、県が実施する水源環境保全施策を踏まえつつ、NPO法人、民間企業等との協働による様々な水源地域の保全及び理解促進活動を実施することで、宮ヶ瀬湖周辺での交流や自然とのふれあいの大切さなどについて、理解の促進を図ります。

県民の貴重な水瓶である宮ヶ瀬湖が安全でおいしい水を安定供給していくためには、ダム湖周辺はもとより、その集水区域全体の自然環境の保全が不可欠となります。そのためには、ダム湖の恵みを受けている都市部を中心とした県民が、ダム湖周辺の自然の魅力、すばらしさに触れ、親しむ機会を提供しながら、水源地域の重要な役割、大切さ、現状の理解を深めていただく取り組みを行います。

また、ビオトープにより再生された自然が育む動植物を貴重な資源として、保全、活用の考え方を整理し、幅広い自然体験事業を実施します。さらに、地域で活動する団体、民間事業者と連携する自然体験活動や自然ガイドツアーを推進し、水源環境の理解促進に努めます。

具体的には、

- ① 宮ヶ瀬湖憲章普及啓発：美しい自然環境を次の世代へ残し、湖の水質を守っていくために制定された「宮ヶ瀬湖憲章」を普及啓発するため、次の事業に取り組みます。
 - ・普及啓発に関する水源環境や水源地域の情報提供媒体を活用しての普及啓発
 - ・普及啓発に関するノベルティグッズの配布
- ② 環境保全企画：国や県が整備した、公園施設内の自然環境を保全しながら活用し、宮ヶ瀬湖周辺の水・広場・森林等を通して、人と人との交流や、憩いと遊びの空間を整備し、人と自然とのふれあいの場づくりを図るために次の事業に取り組みます。
 - ・自生する動植物を見て触れる自然観察会を実施します。
 - ・カヌー体験と水辺の自然観察の合同イベントを実施します。
 - ・みやがせ花の日事業として、花苗

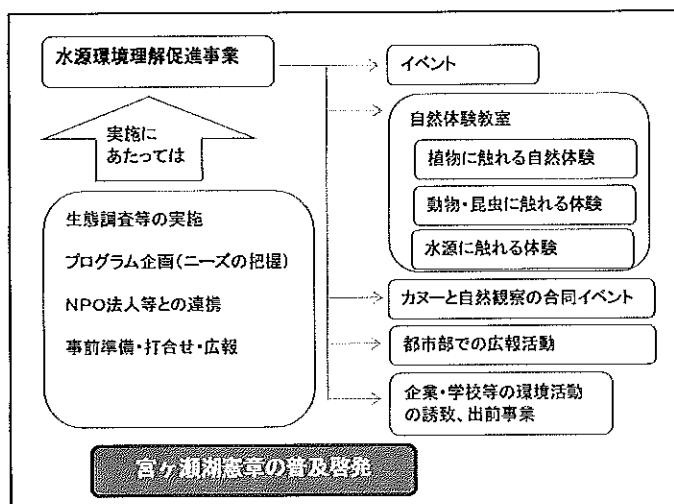
【宮ヶ瀬湖憲章】

- 1 清らかな宮ヶ瀬湖の水を、みんなで大切にしよう。
- 1 美しい宮ヶ瀬湖周辺を、みんなで守ろう。
- 1 宮ヶ瀬湖周辺の自然を、みんなで育て利用しよう。
- 1 宮ヶ瀬湖の意義・歴史を忘れず、みんなで後世に伝えよう。

平成10年4月29日制定

宮ヶ瀬湖憲章制定会議

宮ヶ瀬湖憲章



の植え付けや腐葉土作り等に参加した人達に、花苗をプレゼントします。

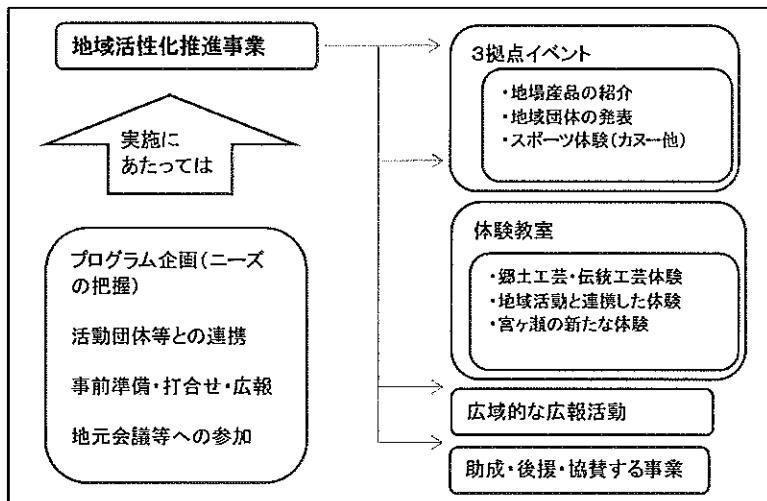
- ・都市部での水源環境の大切さを発信啓発するために、宮ヶ瀬の象徴の「もみの木」を都市部に設置し、都市部と宮ヶ瀬が相互にメッセージを交換し交流を図ります。
- ・民間企業やNPO法人との連携による植樹や下草刈りを実施します。

③ 宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化

水源地域の一層の活性化を図るため、活性化への取り組みの経緯及び宮ヶ瀬ダム建設により移転された人々の意向などを踏まえ、また、ダム湖周辺の自然環境との調和を図りながら、3拠点の施設を中心に、地元の商工業団体、農林漁業団体、観光団体、民間企業、NPO法人等と連携し、情報の共有、協調体制等を強化し、豊かな自然資源や伝統工芸などの地域資源を活用した魅力ある様々な取り組みを実施するなど、観光客等来訪者の増加による地域の活性化を図ります。

具体的には、

- ① 地域活性化推進：3拠点の豊かな自然や各施設を活用して、季節に応じた特色ある事業を地元団体等と連携を図りながら効果的に実施します。
 - ・財団が主となる「宮ヶ瀬湖3拠点イベント」「24時間リレーマラソン」、実行委員会に参画し併せて負担金等を交付する「クリスマスみんなのつどい」等、財団が助成、後援、協力する「宮ヶ瀬ふるさとまつり」等を開催します。
 - ・宮ヶ瀬湖シャトルバスによる3拠点の周遊運行をします。
 - ・宮ヶ瀬湖周辺活動団体の情報交換、連携強化を目的とした活動団体等交流会を開催します。
 - ・宮ヶ瀬湖周辺地域の美しい風景や人と自然とのふれあいなどを紹介するために、写真コンテストを開催し、入賞作品によりカレンダーを作成し、地域の魅力を発信します。
 - ・圏央道の整備に伴い、宮ヶ瀬湖に訪れる来訪者の動向を調査し、その結果を踏まえ、新たな広報戦略や事業展開に活用します。
- ② 広報・啓発：都市近郊型観光地としての集客向上、観光地としての誘致を行うため、きめの細かい広報活動を行います。
 - ・財団ホームページをリニューアルし、タイムリーで分かりやすい情報を発信します。
 - ・観光キャンペーン等に出展し、観光PRします。
 - ・ガイドブック、パンフレットを作成し配布します。
 - ・国の協力により、道の駅でポスター、チラシを配架します。



- ・私鉄駅でのイベント情報の掲示、駅構内で観光PRをします。
- ・FM宮ヶ瀬との連携及びマスコミ、地域広報媒体への積極的な情報提供を行います。



宮ヶ瀬湖周辺ガイドブック（ホームページで閲覧可能）

イ 将来に向けたカヌー競技人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方

（将来に向けたカヌー競技人口の拡大、競技者の育成及びカヌー競技（ボート競技を含む）に対する県民への普及啓発についての具体的な取組み方針を記載してください。）

内 容

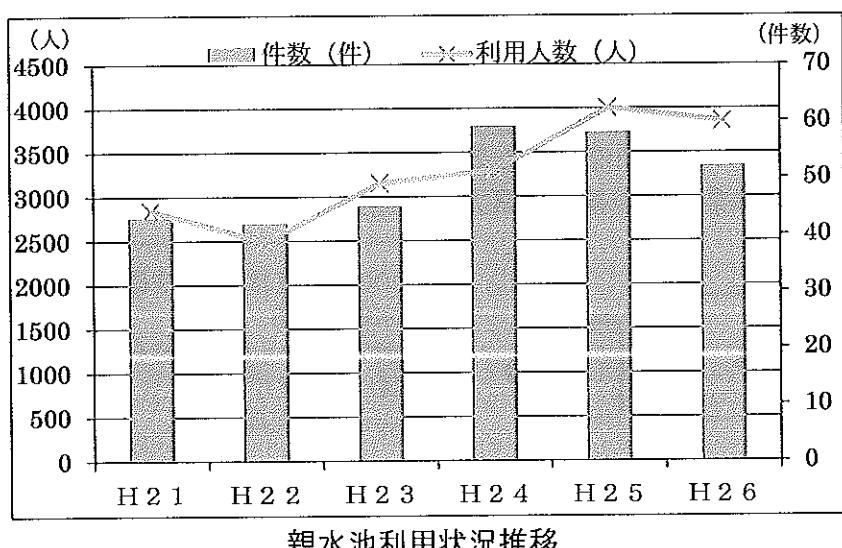
宮ヶ瀬湖カヌー場は、平成10年に開催された「かながわ・ゆめ国体」の会場として、県により整備され、国体終了後は、既存施設を生かし、県民の生涯スポーツの振興及び宮ヶ瀬湖周辺の振興を行っています。このため、カヌーコースや艇庫、管理棟等を良好に維持し、円滑に利用できるように管理運営することで、カヌースポーツの拠点としての役割を担い、県民の生涯スポーツ、地域振興を図るために利活用を促進する必要があります。

1) カヌー競技人口の拡大

競技人口の拡大のためには、青少年がカヌーに興味を持ち、実体験が出来る環境作りが大切になります。

このため、財団は、年少者や興味のある方々を対象としたカヌー教室を、水深が浅く、風の影響も受けにくい集団施設地区にある親水池で開催しています。

また、カヌー体験を要望する小学校や子ども会等に対し、カヌーやライフジャケット等の備品を無料で貸し出し、また、指導者の紹介等を行っています。



2) 競技者の育成

競技者の育成のために、親水池でのカヌー経験者が、次のステップとしてカヌー場の利用につながる取組が大切と考えています。このため、カヌー体験者を対象とした技能向上のための講習会を開催し、また、宮ヶ瀬湖カヌー場については、カヌー等の持ち込みが原則となっていますが、県の備品である競技用カヌーを貸し出すことにより、競技者に対し利便を図り、育成に努めることはもとより、財団においても、カヌーを配置し、競技用カヌーへのステップアップの一助にします。

3) 県民への普及啓発

財団のホームページに親水池や宮ヶ瀬湖カヌー場の施設案内を掲載し、広く広報を行っています。

また、財団独自事業として、レンタルカヌー事業やEボートを利用した湖面からの自然観察会を開催し、水辺の体験の楽しさを発信しています。

※Eボートとは、ゴム製の空気注入式のボートで定員10人で、水面に近い目線からの景色を楽しむことや家族で漕ぐ楽しさや、自然との一体感を味わうことが出来ます。



Eボート体験



レンタルカヌー体験会

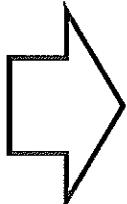
4) カヌー場利用団体との協調

カヌー競技人口の拡大、競技者の育成、県民への普及啓発には、技術力のある指導者が多く必要となります。このため、指導者を有するNPO法人との連携を強化し、財団が実施しているカヌー教室や体系的な競技者育成コースを協力して開催し、利用促進を図ります。

5) 東京オリンピック事前キャンプ地としての誘致

平成32年度（2020年）に開催される東京オリンピックのカヌー競技の事前キャンプ地としての誘致を神奈川県や神奈川県カヌー協会等と協働し、ホームページ等で情報を発信します。

宮ヶ瀬湖カヌー場



1000mの直線コースを確保
静水域である
午前7:00から使用できる
艇庫・会議室がある
都心から近距離にある

団体名

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

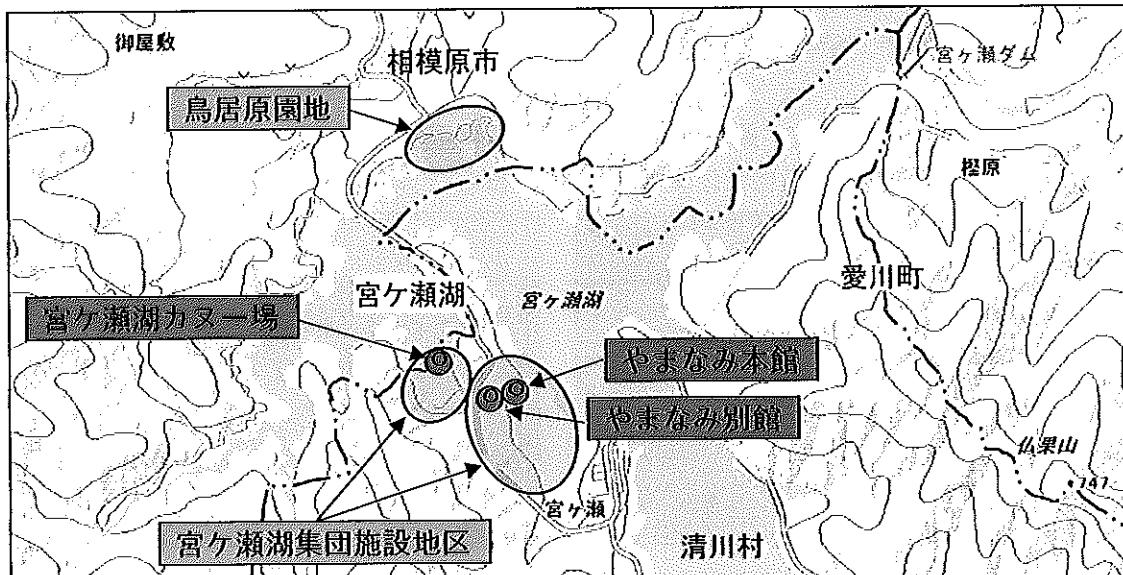
2 施設の維持管理

(1) 個々の施設の特性を踏まえた維持管理

やまなみセンター（別館を含む）、集団施設地区等、カヌー場にかかる設備の保守点検、清掃、警備業務等の維持管理業務及び集団施設地区等の植物管理等についての実施方針（宮ヶ瀬湖周辺施設の施設及び設備の状況を踏まえ、施設機能の十分な発揮、利用者サービスの向上の観点から、日常の保守管理、清掃、修繕等を適切に行う取組み、有資格者の配置や委託する場合の適切な相手方の選定、履行確認の方法などを具体的に記載してください。）

内 容

施設の維持管理は、利用者に利便や快適性を与えるために、安全を確保しながら機能を良好に保つ必要があります。このためには、利用者の施設に対する要望や需要の変化、日常の維持管理、運営上の課題等を常に把握し、反映させるとともに、異常事態の監視を行い、これらの早期発見、予防保全に取り組む必要があります。維持管理の基準については、各施設の基準を適正に履行するとともに、特に次のこと留意しながら管理していきます。



3 施設位置図

1) やまなみセンター（別館を含む）

- やまなみセンター本館は、神奈川県の水源地域である宮ヶ瀬湖周辺地域での自然環境の保全・充実を図りながら、地元関係団体と連携・協調した地域活性化事業や水源地域の大切さの理解・促進を図る事業を実施する拠点施設となっています。このため、活性化を行ううえでの課題の抽出・分析、地元関係団体との連携・調整を図るための会議や事業を実施するための会場として利用します。

このような活動が円滑に行われるため、施設や設備の保守管理を適正に行う必

要があります。

このほかに

- ・本館では、屋上からの自然景観を楽しむことができます。駐車場からの園地への導入部となりますので、第一印象を高めるためにも屋上の清掃は、こまめに行い、フラワーポット等を置いて美観に努めます。
- ・展望ホールは、屋内から集団施設地区を眺めることができます。テーブル・イスがあり、利用者の憩いの場となっています。清掃に留意し、特に、冬期においては、ガラス窓が結露により見通しが悪くなりますのでガラス窓の清掃をこまめに行います。
- ・本館では、車いすの貸し出しを行うとともに、車いす、ベビーカー、高齢者等が園地に行きやすいようにエレベーターが設置されています。エレベーターの定期点検を適正に行い、故障等の発生を防止します。

○ やまなみセンター別館は、県道に面しており、水の郷商店街に隣接し、また集団施設地区への導入部に位置し、利用者が最初に訪れる施設です。別館では、周辺の観光・交通・イベント等の情報を集中管理し提供する機能を持ち、さらに、自転車の駅、クラフトコーナー、自然情報コーナー、授乳室、子供用遊び場、売店の整備を予定しています。

このため、利用者に対する対応が大切になります。利用者に対して、親切・丁寧・明るい接客に努め、情報についてワンストップで提供します。

○ 管理する土地について、降雨等により裸地が発生しています。清川村の木であるイロハモミジを直営で挿し木により植樹し、緑化に努めます。



フロワーポット設置



屋上からの展望及び休憩スペース

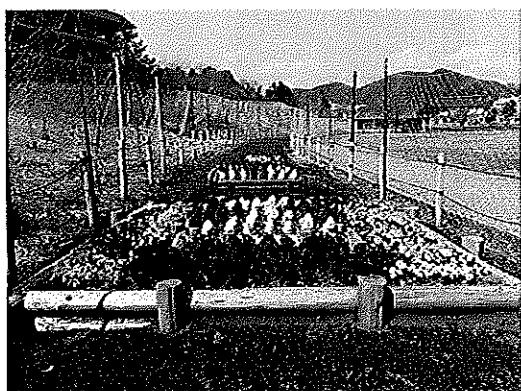
2) 集団施設地区等

集団施設地区は、園内において、様々なイベント会場、スポーツや自然観察、散策の場となっています。また維持管理については、生物多様性に配慮すること等、それぞれの使用目的に応じて、作業頻度や作業時期にメリハリをつけて実施します。

- ・親水池においては、野鳥の繁殖場所になっており、繁殖時期は、草刈り等の休止や親水池の利用を制限します。

- ・自然観察会場やビオトープにおいては、動植物等に配慮し、適正に自然の状況を保全します。
- ・鹿による食害が発生し、園地内の樹木や草花が被害にあっています。食害を防止するために、防止ネットの設置や食害にあわない樹木等の種類について研究します。
- 芝生地は、安全に快適に過ごせるように、大きな石や危険物は除去し、草刈り、土壤エアレーション等を行い美観を維持します。

また集客空間については、防犯の目的のため死角を極力作らないよう樹木の下枝の剪定を実施します。
- 草刈は、来訪者の多い及沢地区や駐車場の回数を増やし快適に過ごせるようにします。またドウダンツツジ内は、夏休みや紅葉シーズンに楽しんでいただけるよう実施します。
- 花壇は、来訪者を楽しませ、癒しとなるようコスモスやマリーゴールド、スイセン等を植え付けます。
- 鹿の糞対策として、職員が早朝出勤し粪の清掃を行っています。粪は、剪定枝、刈草と混合し、発酵させ、堆肥化し、園内の草花の肥料として再利用します。
- 有害虫（スズメバチ・ヤマビル・毛虫等）対策で、巡回等で早期発見に努め、駆除していますが、利用者からの情報提供に対しても速やかに対応し処理します。利用者の安全を優先して管理します。
- 園内において、鹿による食害（樹木の若葉を食べる。草花を食べる。）が発生し、清川村において鹿害防止対策（発振装置）を実施しています。機器設置について電源の提供や進入経路の情報提供などの協力をして、鹿害の軽減に努めます。
- 夏には、子供達の水遊びでにぎわう小川や、ジャブジャブ池において、職員のアイデアで、シャワーと噴水を設置し、また秋には園地内の落ち葉を利用した遊び場プールを設置し、利用者の人気を博しています。



鹿食害を防止するためのネット



夏季限定手作り噴水

- 電気、給排水設備等の共用施設の保守管理においては、周辺施設（やまなみセンター、カヌー場や相模原市鳥居原ふれあいの館、清川村宮ヶ瀬湖水の郷交流館）の管理者と神奈川県自然環境保全センターが結ぶ共用施設協定書の規定に基づき実施します。

また、電気、水道の料金については、毎月個々のメーターを検針し、料金の算定後に各施設に請求します。

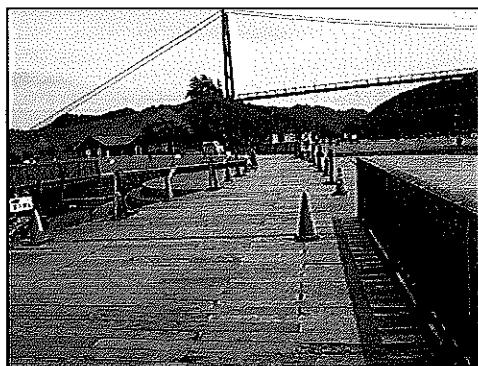
県への提案：通常の維持管理を効果的に行っていますが、ボードウォークや八つ橋等の木製施設について、経年劣化による施設破損が見受けられ、利用者が怪我をする可能性があります。修繕には多額の費用がかかるため、修繕について、県に提案します。

また、園路舗装や、道路に埋設されている排水管等も損傷が激しく、漏水等の事故も発生していますので修繕が必要と思われます。

なお、小川にかかる橋の欄干が腐食し、放置することにより倒れる可能性がありました。樹脂による塗装を直営で行い長寿命化を図りました。

植栽についても、表土の薄さのためと思われる生育不良があるため、抜本的な植栽管理の方法を提案します。

なお、小中沢園地地区においては、国において設置された施設が損傷し、放置されていますので、再整備について県に要望します。



破損箇所が目立つボードウォーク



生育の悪いミツバツツジ

- ・鳥居原園地においては、階段状に植樹されているドウダンツツジがあり、花と紅葉が観光の目玉になっています。この植栽管理を適正に行います。
- ・ドウダンツツジが枯れている状況もありましたが、高校生の社会活動として、補植のボランティアも行われています。今後も、教育機関等と連携し、協働での事業を実施します。
- ・鳥居原園地は、イノシシによる芝生地の掘り返しが発生しています。点検をこまめに行い、土をならすなどして補修を行います。また、相模原市と相談し、イノシシによる被害防止について対応を相談します。
- ・鳥居原園地では、特定外来種であるオオキンケイギクが繁茂しています。オオキンケイギクは、繁殖力が強く、放置すると在来種が駆逐されてしまうため、花の時期に除草等を行います。



岬からの展望



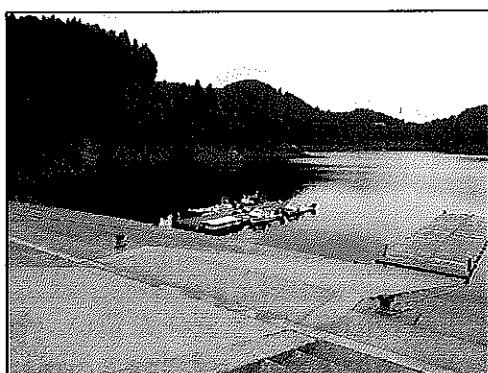
外来種オオキシケイギク

3) カヌー場

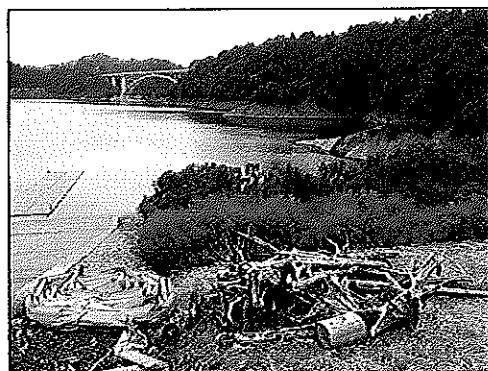
富ヶ瀬湖の水位は夏と冬で 10m以上の上下があります。この水位変動に対応した維持管理が必要となります。

- ・カヌーコースのレーンの幅や直線の確保、浮き桟橋への移動において、安全を確保します。
 - ・浮き桟橋には段差が発生していますので、段差によるつまずき等を防止するために補修を行います。
 - ・水位の上下により、湖岸で土砂崩れが発生する場合があります。発生した場合は、周辺に近づかないように利用者に情報を提供します。
 - ・水位の上下により、倒木が湖内に流入し、流木やゴミが発生します。湖内を巡視し、発見した場合は、できる範囲で処理します。また、ダム管理者へ連絡します。
 - ・裸足で利用する利用者が見受けられるため、浮き桟橋への進入階段等の清掃をこまめに行い、ガラス破片等怪我の原因を除去します。
- 浮き桟橋等の施設が経年劣化により老朽化しており、桟橋の継ぎ目部分での事故も発生していますが本格的な修繕には多額の費用がかかるため、県に修繕について要望します。

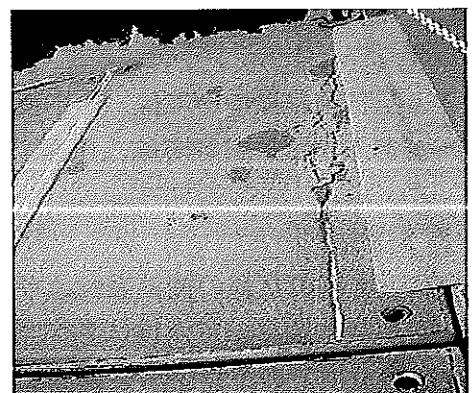
また、県が、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのカヌー競技の事前キャ



水位低下した崖面



階段でのゴミ、堆積物



桟橋の現状

ンプ地としての誘致を行っていることもあり、抜本的な対策が望まれると考えます。

なお、財団においては、段差部分にシートを貼るなどして、応急の補修を行っています。

4) 資格等

管理業務を行っていくためには、一定以上の知識や技能が必要です。当財団では、指導できる人材育成を目指して、講習会の実施、外部講習会への派遣等による職員の資格取得の支援を今後とも行います。

財団にはさまざまな資格保有者がおり、施設の管理運営に活用しています。

| | |
|-----------|--|
| 公園管理運営の資格 | 公園管理運営士、土木管理技士、ダム管理技士 |
| 安全関連 | 普通救命講習者、衛生管理士 防火管理者 |
| 作業関連 | 刈払機取扱作業者講習、チェーンソー講習 第乙種危険物 |
| 水上 | 船舶操縦免許 |
| その他 | 自然観察指導員インストラクター 小学校長期自然体験活動指導員 プロジェクト・ワイルドエディケーター指導員 |

5) 委託業務内容

施設の管理運営責任を担い、管理業務のノウハウを蓄積して管理運営水準の向上を図るように、管理業務の中核となる業務や施設の維持管理は直営とします。

関係法令に基づく法定点検、定期検査業務や専門的技術、知識、免許を要する作業は、効果的、効率的に行う観点から委託業務とします。

○ 委託する業務内容

① 植物管理

- ・急斜面地などにつきましては、作業に技能を要するため、造園の熟練者を有する業者に委託します。
- ・広範囲にわたる病害虫の発生や来園者に害を及ぼす危険がある害虫の発生が認められたときは、専門業者に委託し、速やかにかつ安全に対処します。
- ・鳥居原園地のドウダンツツジの管理につきましては、本公園のシンボルであるので後世に残る財産として保持するため、造園の熟練者を有する業者に委託します。
- ・上記各項目については、原則委託を行いますが、専門（熟練）等を要しない作業がある場合においては、直営で作業を行います。

② 施設管理

- ・施設維持のための機械警備及び巡回警備、受変電設備、受水槽及び浄化槽などの定期点検及び法定点検は専門業者に委託し、健全な施設維持管理を行います。
- ・定期点検での不良箇所の部品交換や修繕、直営による応急修繕では来園者の安全確保が困難な場合は、専門業者に委託し維持管理を万全に図ります。

③ 清掃管理

- ・施設の床面・窓については、景観を良好に維持するため専門業者に委託します。
- ・園地内の公衆便所清掃については、直営により日常清掃しておりますが、定期清掃のみを専門業者に委託し、来訪者が快適に利用できるよう施設の美化に努めます。

④ その他管理（活性化事業他）

- ・当事業の目的である自然環境理解促進事業や地域活性化事業等については、直営により実施しますが、地元の関係団体（観光協会、NPOなど）等地元の人材なども活用し、音響設備や警備等については専門業者に委託し、円滑な運営が図られるよう努めます。

（ ）・業務仕様

委託業務では業務仕様、検収方法を定め、業務品質を維持できるようにします。定める業務仕様の例：業務内容、業務水準、作業工数、作業日程、検収方法 等

・業務品質の確保

業務指示書を業務実施のたびに発行して内容を確認し、作業前に指示を再確認します。

作業後は、当該業務の責任者が現場立会いを行うとともに日報、報告書、写真等を提出させ、業務結果を確認します。実施結果が仕様を満足しない場合には、やり直しを指示します。また、実施業者との業務改善会議を定期的に設けて作業の改善を図ります。

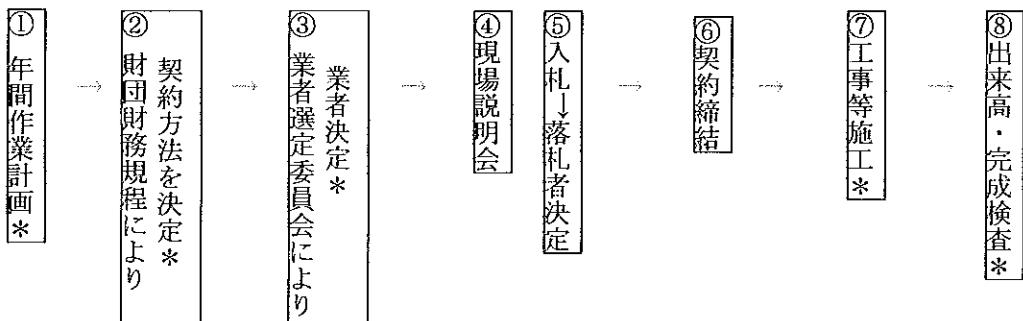
○ 委託先の選定方法

公平公正な手続きで委託先を選定します。

- ・財団財務規程に則った手順により選定します。
- ・原則として委託先の選定は業者選定会議で決定し、指名競争入札を行って最低価格者に落札し、契約書を締結します。

契約の性質や目的が指名競争入札に適さないときや、指名競争入札に付することが不利な場合等特別な理由がある場合には、随意契約とします。

例) 指名競争入札の場合



- ① *年間の事業スケジュールを決定する
 ② *契約方法は、指名競争入札、随意契約を決定する。
 ③ *業者選定委員会では、業者を選定する。
 ⑦*施工時は、確認・指導監督を実施する。
 ⑧*検査は、写真（施工前中後）、日報、出来形書類等や現地確認により実施します。
 状況によっては、手直し等を実施させる。

○ 県内（地域）経済への配慮、県内（地域）企業への委託の考え方

当公園は、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興の1拠点と考えています。
 地域産業振興の観点から、委託先は地域の業者を優先します。

やまなみセンター管運営業務の年間維持管理計画表

| 項目 | 内容 | 基準回数 | 実施時期 | | | | | | | | | 基準を上回る提携 |
|---------|---------|-------------------------------------|--|---|----|----|----|----|-----|-----|-----|----------|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | |
| 1. 保守管理 | 空調設備点検 | 冷温水発生機 冷却塔 | 年3回実施 | | | | | | | | | |
| | | 空気調和機 給湯用ボイラーボンプ類 | 年1回実施 年2回実施 年2回実施 | | | | | | | | | |
| | | ファンコイルユニット エレベーター | 年1回実施 年12回実施 | | | | | | | | | |
| | 機械設備点検 | 自動扉点検 オイルタンク気密検査 受水槽 給水ポンプ | 年3回実施 年1回実施 年1回実施 年2回実施 | | | | | | | | | |
| | 給排水設備点検 | 外観設備点検 総合点検 | 年1回実施 年1回実施 | | | | | | | | | |
| | 消防設備点検 | | | | | | | | | | | |
| | 害虫駆除 | | | | | | | | | | | |
| | 別館 | 空調設備点検 空調設備点検 | 冷温水発生機 冷却塔 空気調和機 給排風機 タンク類 空気換気扇 ポンプ類 冷却水ポンプ 冷却塔葉品洗浄 | 年6回実施 年3回実施 年6回実施 年3回実施 年2回実施 年3回実施 年6回実施 年3回実施 年1回実施 | | | | | | | | |
| | 電気設備点検 | エレベーター 自動扉点検 | 年12回実施 年12回実施 | | | | | | | | | |
| | 機械設備点検 | 地下タンク気密検査 外観設備点検 総合点検 害虫駆除 | 年3年に1回実施 年1回実施 年1回実施 年3回実施 | | | | | | | | | |

やまなみセンター管理運営業務の年間維持管理計画表

| | | 実施時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|----------------------------|--------------------|---|-------------|------------|------------|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|----|--|----|--|
| | | 項目 | | 内容 | | 基準回数 | | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | |
| 2. 清掃業務 | 本館 | 日常清掃 | 屋内 | 情報コーナー、展望ホール、研修会議室、休憩室、更衣室、シャワー室、共用部トイレ | 開館日 | 8:00～16:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 定期清掃 | 屋外 | 情報コーナー、展望ホール、更衣室、シャワー室、共用部研修会議室、休憩室 | 休館日 | 8:00～17:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 定期清掃 | 屋内 | 窓・サッシ 防虫網 | 面面 | 休館日 | 8:00～17:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 定期清掃 | 屋内 | 小便器洗浄機 | サニ他ライザーミク-7 | 年2回 | 8:00～17:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 日常清掃 | 屋外 | 多目的スペース(多目的スペース、共用部)トイレ | 開館日 | 8:00～16:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 定期清掃 | 屋内 | 窓・サッシ 防虫網 | 面面 | 休館日 | 8:00～17:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 定期清掃 | 屋外 | 多目的スペース(多目的スペース、共用部) | 開館日 | 8:00～16:00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 整備業務 | 本館 | 開館日 | 17:30～翌9:00 | 但し、館内警備作動中に限る | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 別館 | 休館日 | 24時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 植物管理業務 | 本館・別館 | 高木(モミジ・サクラほか) 低木(アジサイ他) | 美観の確保、害虫等の防除のための剪定 | 適宜 適宜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | プランター | 美錦形成のための植栽を実施 | 適宜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 敷地内除草 | 美観の確保、害虫等の防除のための除草 | 適宜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 樹木により実施時期を選択 除草、花壇摘み、鹿避けネット設置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 状況により適宜実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

集団施設地区等管理運営業務の年間維持管理計画表

| | | 実施時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--|---------|----------------|--------|----|--|----|--|----|--|----|--|-----|--|-----|--|-----|--|----|--|----|--|----|--|----------|--|--|--|
| | | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 基準を上回る提案 | | | |
| | | 業務内容 | 数量 | 単位 | 基準回数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高木管理 | 常緑樹 落葉樹 | 軽剪定 軽剪定 | 144 | 本 | 0.5回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中低木管理 | 針葉樹 刈り込み | 軽剪定 手刈り | 365 | 本 | 0.5回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 芝生管理 | 芝刈り エアレーション 国土かけ 施肥 | 芝刈り ケヤキ広場 ケヤキ広場以外 機械除草 | 16 | 木 | 0.5回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 草地管理 | 草刈 耕運 | 人力 草取り | 13,390 | m ² | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 提案 | 花壇管理 | 耕運、播種、除草他鹿よけ柵設置 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ア)植物管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物清掃 | 日常清掃(建物) | 日常清掃 | 592 | m ² | 18回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| トイレ清掃 | 日常清掃 | 日常清掃 | 219 | m ² | 89回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 園路・広場清掃 | 日常清掃 | 園路・広場清掃 | 77,300 | m ² | 18回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他清掃 | 日常清掃 年末年始巡回清掃 受水槽清掃 | 草地清掃 汚水汲み取り業務 受水槽清掃 | 130,015 | m ² | 12回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | 式 | 4回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | 式 | 6回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | 式 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (イ)清掃管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物清掃 | 日常清掃 | 日常清掃 | 77,300 | m ² | 18回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 園路・広場清掃 | 日常清掃 | 草地清掃 | 130,015 | m ² | 12回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他清掃 | 污水汲み取り業務 年末年始巡回清掃 受水槽清掃 | 污水汲み取り業務 受水槽清掃 | 1 | 式 | 4回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | 式 | 6回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | 式 | 1回/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ウ)設備の保守管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定期点検 | 電気設備保安管理(24時間監視システム) 給水設備点検 污水設備点検 污水設備点検 受水槽検査 小破修繕 公用施設の保守管理及び料金等の取扱事務 保安警備 除雪 | 6回/年 12回/年 15回/年 24回/年 12回/年 — — — — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

宮ヶ瀬湖力又一場管理運営業務の年間維持管理計画表

| 項目 | 内容 | 基準回数 | 実施時期 | | | | | | | | | 基準を上回る提案 | |
|------------------------|---|---|-------|--------------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----------|--|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | |
| 1. 保守管理 | | | | | | | | | | | | | |
| 簡易専用水道検査 | | 年1回実施 | | | | | | | | | | | |
| 受水槽点検 | | 年1回実施 | | | | | | | | | | | |
| 消防設備点検 | 外観点検 機能点検 | 年2回実施 | | | | | | | | | | | |
| 害虫駆除 | | 年2回実施 | | | | | | | | | | | |
| AED保守・点検 | | 随時回実施 | | | | | | | | | | | |
| 作業艇等定期(中間)検査・保守点検 | (船舶検査はその都度実施) | 年4回実施 | | | | | | | | | | | |
| コース用ロープ、パイの設置撤去、メンテナンス | | 随時回実施 | | | | | | | | | | | |
| 浮橋橋脚、発艇補助台、審査塔の保守、点検 | | 随時回実施 | | | | | | | | | | | |
| 2. 清掃業務 | | | | | | | | | | | | | |
| 日常清掃 | 管理棟1階 238m ² 管理棟2階 233m ² 艇庫 1,039m ² | 除塵拭き、水拭き、洗浄、衛生消 耗品補充、汚物処理、ゴミ収集 除塵、拭き、水拭き、衛生消 耗品補充、汚物処理、ゴミ収集 除塵、拭き、水拭き | 随時 | 開場日 会議室等 利用日 | | | | | | | | | |
| 定期清掃 | 管理棟 471m ² 管理棟 83.5m ² | 除塵拭き、ワックス清掃、洗浄 | 年1回実施 | | | | | | | | | | |
| 窓ガラス清掃 | 管理棟 39m ² | 洗浄 | 年1回実施 | | | | | | | | | | |
| 網戸清掃 | 受水槽 2槽式 30m ³ | 洗浄 | 年1回実施 | | | | | | | | | | |
| 受水槽清掃 | 建物周辺通路、 駐車場、緑地 | | 随時 | | | | | | | | | | |
| 3. 警備業務 | | | | | | | | | | | | | |
| 開場日 | 警備機器等による監視 | 開場時間外 | | | | | | | | | | | |
| 休場日 | 警備機器等による監視 | 24時間 | | | | | | | | | | | |

2 施設の維持管理

(2) 一体運営による効果的・効率的な維持管理

施設を一体的に運営することによる効果的・効率的な維持管理の考え方

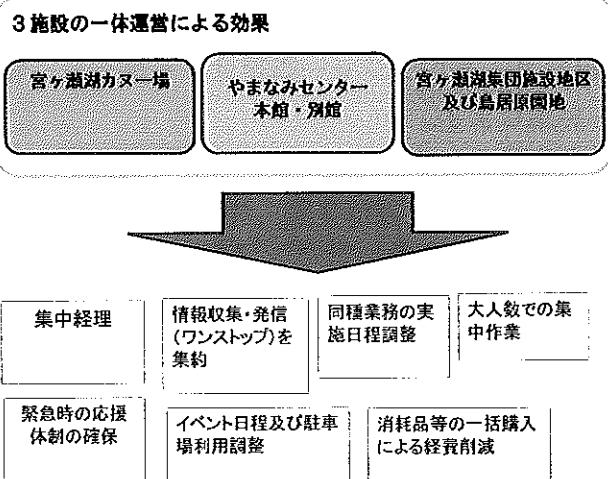
(3 施設の一体運営を踏まえた人員配置の工夫や、施設及び設備の保守点検等の維持管理業務を効果的・効率的に行うための取組みについて、具体的に記載してください。)

内 容

3 施設の一体運営

3 施設の保守及び維持管理の対象は、土地・建物、建築設備、植栽等と共通する項目が多くあります。当財団は、一体的運営にあたり、各施設の業務基準を確保しながら、今まで蓄積されたノウハウを活かし、効果的・効率的に運営します。

- 人員配置：個々の施設単位の人員配置ではなく、財団全体で融通性のある効率的な人員配置を確保し、情報共有や繁忙期応援などにより、人件費の削減や人員の補充、勤務体制の円滑化を図ります。
- 総合案内（ワンストップ）：宮ヶ瀬湖周辺地域の事業案内・情報発信、3施設の利用承認、イベント参加申し込みなどをやまなみセンター別館に一本化することにより、より効率的に相互の利用状況等を案内でき、さらに、財団施設だけではなく、近隣施設の施設情報、交通案内、観光案内など総合的な案内機能の向上が図られ、来訪者に対してもワンストップで行うことにより、利便性が大幅に向上し、利用者増につなげます。
- 設備点検：法定点検や、設備点検など専門的知識や資格が必要な点検及び清掃等同種業務については、合併発注や日程を調整等することにより、効率的に実施でき、経費的にも節減を図ります。
- 維持管理業務：維持管理業務において、職員を動員し、時間のかかる作業や規模の大きな作業を集中的に実施し、効率的に対応します。
- 消耗品等：3施設において使用する消耗品等を、集約して発注、購入することにより、経費の削減を図ることができます
- 予防保全：3施設の設備等の劣化状況を一元的に管理できるとともに、施設規模や自然環境も似通っているため、同種の設備について、補修が必要になる時期の想定など予防的な施設保全や長寿命化を図ることができます。
- 危機管理体制：災害発生時や緊急事態発生時に施設間で連携した来訪者の避難誘導や応援体制の確保など、危機管理体制や能力の向上を図ります。



| | |
|-----|------------------|
| 団体名 | (公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 |
|-----|------------------|

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組み

(各施設の設置目的や特性、機能等を踏まえた事業等の実施方針及び取組みについて、規模や経費面からの実現可能性を踏まえて、具体的に記載して下さい。)

- ア やまなみセンター（別館を含む）について、周辺地域の活性化と水源環境の理解促進のための広域交流拠点という役割を踏まえた、企画・取組み
- （宮ヶ瀬湖周辺地域の歴史的経緯とやまなみセンターが担う広域交流拠点という役割を踏まえ、周辺地域全体の活性化と水源地域の理解促進を図るための企画・取組みの内容について、具体的に記載してください。その際、別館の活用方法についても具体的に記載してください。）

内 容

- やまなみセンターは、水源環境の理解促進と周辺地域の活性化のための広域交流拠点として、県民の多様なニーズに的確に応えられる取り組みが求められています。これまでの活性化への取り組みの経緯や宮ヶ瀬湖周辺地域の基本理念、関連計画などを踏まえ、周辺地域の自然環境の保全・充実を図りながら、地元関係団体等との連携強調を強め、多くの県民に親しまれる地域となることが重要です。
 - ① 観光地型の管理運営による水源地域活性化の推進
 - ・湖をかかえる水源地として上下流学校間交流を推進します。
 - ・地域の魅力ある観光情報（景観、郷土物産工芸、伝統文化）等を発信します。
 - ・民間企業、NPOと連携した新規ツアーコースの開発等観光事業の充実
 - ② 水源環境の保全と活用
 - ・美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬ダムの水質を守っていくために制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の普及啓発をします。
 - ・自然にふれあえる自然観察等を実施します。
 - ・自然観察会など水源環境理解促進事業をとおして、水源地域の保全の大切さを啓発します。
 - ・「自然ガイドレンジャー講習会」を開催し、指導者を育成し、自然ガイドツアーを実施します。
 - ③ 拠点施設としてのサービスの提供の充実
 - ・宮ヶ瀬湖周辺の情報収集・提供の一元化によるワンストップ機能を充実します。
 - ・来訪者の目的にあったパンフレットを作成し、水源地域情報をPRするホームページを充実します。
 - ・3拠点のイベントを通じた誘客による人的交流を行います。
 - ・宮ヶ瀬湖周辺地域団体の情報交換、連携強化を目的とした交流会を開催します。

【本館】

- 県立宮ヶ瀬やまなみセンターは、水源地域の理解促進と周辺地域の活性化のための拠点施設であることから、来訪者及び活動団体等が利用しやすい空間とすること

が重要です。

① 展望広場（屋上）

来訪者へ安らぎや憩いの空間を提供するためにプランターによる花壇を設置します。

② 情報コーナー（2階）

3拠点の連携を強化するため、各拠点の特徴等の情報提供の内容の充実を図り、併せて、周辺自治体及び観光団体情報を発信することが、交流拠点機能としての役割を果たすと考え、別館との機能分担を図りながら次のことに重点的に取り組みます。

- ・タッチパネルを活用した宮ヶ瀬湖周辺情報を発信します。
- ・パネルを活用した宮ヶ瀬湖周辺の四季及び今昔を紹介します。
- ・交流拠点機能を生かし、国、県、周辺市町村（相模原市、愛川町、清川村、厚木市）等の地域プロジェクト情報等（リニア建設など）を提供します。
- ・写真コンクール入賞作品の展示による四季の変化やビューポイントを紹介します。
- ・24時間リレーマラソンなどイベント情報を発信します。

③ 展望ホール（2階）

宮ヶ瀬集団施設地区が見渡せる展望ホールは、誰もが利用しやすい休憩スペースとして利便性の向上に努めます。

- ・遠足等団体客の雨天時休憩場所として活用します。
- ・地域イベントと連携した体験教室やクリスマスみんなの集いにおいて、小さいお子様や高齢者に寒さをしのいで、イルミネーションで飾られたクリスマツリー等を見物していただくスペースとします。

④ 研修会議室（1階）

水源地域と都市地域との交流を図ることにより、水源地域の活性化に資するため、各種交流事業、研修会やボランティア等の活動の場として活用します。

- ・工芸等の体験教室、自然体験教室等の開催
- ・NPO法人、自然保護団体等への貸し出し及び各団体間の連絡調整の場としての活用

【別録】

① 宮ヶ瀬周辺地域の交通、観光、イベント、自然情報の集中発信

宮ヶ瀬湖周辺地域へ来訪するための、自家用車、電車、バス等の経路案内、周辺施設の観光案内、開催されるイベントの情報、周辺地域の自然情報等を集中的に発信し、周辺地域情報のワンストップ化を目指します。

② 利用者への案内・受付

利用者に対し、利用手続きや利用案内等、きめ細かな接客に十分配慮した応対をし、リピートにつなげます。

③ 自転車の駅

ロードバイク利用者による来訪者が増加しており、その中継基地として、周辺情報の取得、小休憩、バイクの点検・修理、飲食物の購入等ができる施設とするとともに

もに、バイカー同士が交流できる空間を作ります。

④ クラフトコーナー

園地内をはじめ宮ヶ瀬湖周辺地域の植物の種や実、間伐材、流木等を材料として、自然豊かな地域を実感できるクラフトコーナーを運営します。

⑤ 授乳室、幼児用遊具

乳幼児を同伴した来訪者も多いため、新たに授乳室を設置するとともに、幼児用遊びスペースを隣接して利便性を高めます。

⑥ 自然情報の発信、展示（博物展示施設）

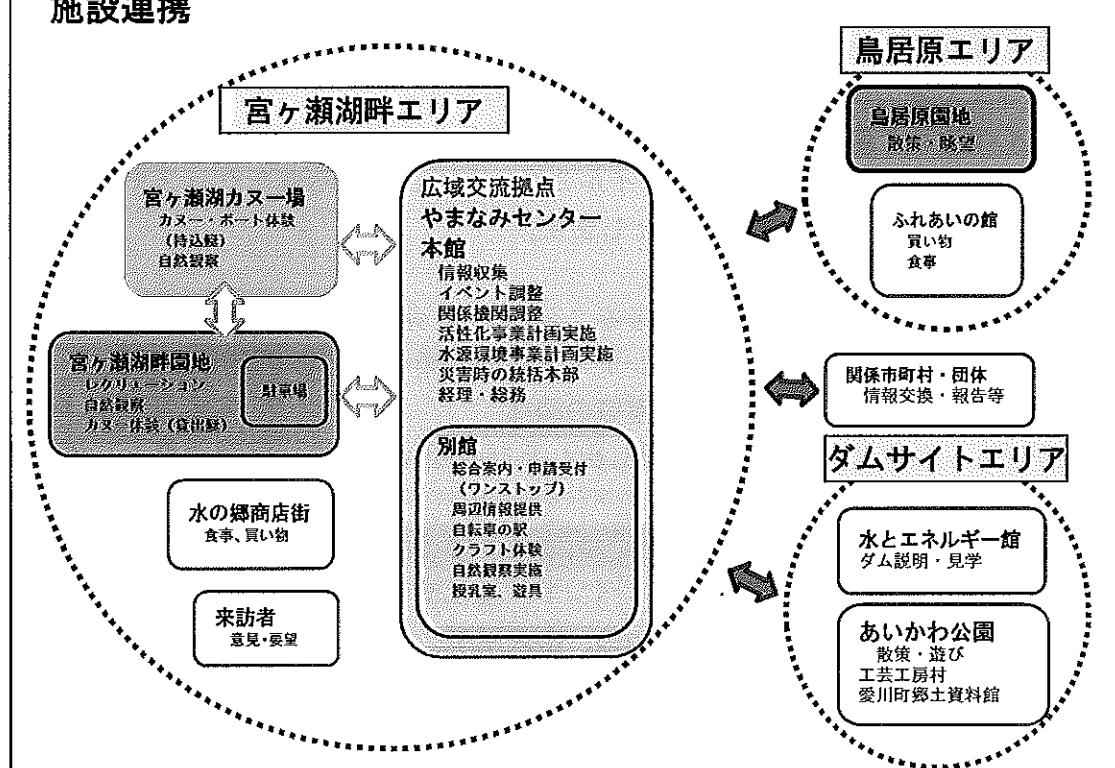
四季折々の周辺地域の自然情報を参加型で作成する展示物や体験等説明板で提供します。

レクチャールームでは、小学校等の団体等に対し、自然環境に関する説明等をガイドが実施します。

⑦ 売店を設け、やまなみグッズや園地に生息する動物を参考としたグッズを開発・販売するとともに、軽飲食を提供します。

○ 開館にあたっては展示備品の配置や一部改修等が想定されるため、平成28年4月下旬を目途に開館します。

施設連携



宮ヶ瀬湖周辺施設連携図

イ 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地について、自然公園としての特性を踏まえた企画・取組み

(一) 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地内の施設を活用し、県民に自然とのふれあいの機

| |
|--|
| <p>会を提供する役割を踏まえ、県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化のための企画・取組みの内容について、具体的に記載してください。)</p> |
| 内 容 |
| <p>○ 水源地域にある自然公園としての良好な景観を保全し、県民が自然と親しむ場を創出するとともに、地域振興と地域活性化を図る役割を担っています。</p> <p>① 集団施設地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設地区は、芝生地でのスポーツ・ターゲットバードゴルフ等のイベント利用や散策などに利用されています。 来訪者へは遊びの提案として遊具（ボール、バドミントン等）の貸し出しを行い遊べる空間として活用します。 <p>② 親水池</p> <ul style="list-style-type: none"> リラクゼーション利用の場として、自然観察、カヌー教室等を開催し、ふれあい、いやし及び安らぎの場として活用します。 <p>③ 野外音楽堂</p> <ul style="list-style-type: none"> 野外コンサート、演奏会、踊り等の練習や発表会の場として利用してもらい、活性化に結びつけていきます。 遠足等で来園した団体等に対し、雨天時の昼食場所としても活用します。 <p>④ 及沢ビオトープ他</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然公園として恵まれた自然を生かし、生物多様性に配慮し適正に維持管理するとともに、園内の昆虫、動植物等の生息環境をボランティアの協力を得て調査し、種類、分布、観察ができる時間等について、データーを蓄積して、自然観察や自然ガイドに生かしています。また、自然観察会やガイドツアーの実施にあたっては、自然観察のNPO法人と協働で行い、NPO法人の活動場所を提供するとともに支援を行っています。ガイドツアーは、自然を案内できる知識を習得した自然ガイドの卒業生等が講師を行います。 復元されたビオトープにおいては、県と協議し、財団直営により自然観察用の木道を整備し、自然環境の保全を図りつつ、自然観察会や体験等として活用します。 自然観察と音楽のコラボレーションを図り、清流のせせらぎとギター演奏、カジカガエルの鳴き声を融合させた新しい企画も開発していきます。 調査した結果は、「宮ヶ瀬湖畔園地自然ガイドハンドマップ」として製本し、発行し、広く県民に広報します。 <p>⑤ 鳥居原園地</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段状にドウダンツツジが植栽されており、花や紅葉を楽しみながら散策ができます。宮ヶ瀬湖周辺地域で随一の景観を得ることができ、休憩場所としてベンチ等の設置を行います。 都内の高等学校が植樹を行い、社会貢献の場としても利用されていることから、さらに拡充を図ります。 <p>○ 財団として、今後予想される自然環境への県民の関心の高まりや、都市近郊の自然豊かな観光地としての立地を生かし来誘客の増加を図ります。このため宮ヶ瀬湖周辺の自然を案内するガイド養成を目的に、「自然観察ガイドレンジャー講習会」</p> |

を開催し、指導者として身につけた技術を用いて、財団が主催する自然観察関係のスタッフとして携わってもらい、将来的には、中心的役割を担う自然観察、施設ガイドができる人材育成を図ります。

ウ カヌー場について、カヌー競技等の振興に関する企画・取組み

(カヌー場施設の特性を最大限活かした、競技人口の拡大、競技者の育成及びカヌー競技(ボート競技を含む)に対する県民への普及啓発についての企画・取組み内容を具体的に記載してください。)

内 容

カヌー競技人口の拡大については、カヌーに触れ体験できる機会の拡大が重要となります。当財団は、集団施設地区内にある親水池で初心者を対象としたカヌー教室を開催し、平成26年度は約1,200人の利用がありました。この他に、親水池では県内小学校、ボイスカウト、スポーツクラブ、自治体等の団体利用があります。

親水池で技術を習得した利用者が本湖での競技者へと繋がるよう、集団施設地区(親水池)とカヌー場の一体管理の利点を活用した取組みを推進します。

① 利用者団体のリピート率を上げるために、利用案内やカヌースクールの日程等についてダイレクトメールを発送します。当財団が運営管理する宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館には、県内小学校の約4割(300校)が来館しており、このような団体にも受け入れ体制を検討しながら積極的に勧誘を試みます。

また、カヌーの楽しみを知った利用者に対し、NPO法人と協力し、より高い技術の習得を目指す教室の開催を進めるとともに指導者の育成にも取り組みます。

② 財団独自事業として、カヌー場においてカヌーを持たない方にも楽しんでいただけるようにレンタルカヌー事業を行っており、参加者に対しアンケート調査を実施し、利用者の意見を事業内容に反映し、利用者増を図っていきます。

③ 水面に近づくカヌーの楽しさを手軽に体験するために、Eボートという大型のゴム製カヌーを導入し、水面からの自然景観や自然観察を家族連れでも楽しんでいただきます。

④ カヌー場においては、高校総体や国体の予選が開催され、これらは神奈川県カヌー協会により運営されていますが、競技会開催にあたり、運営補助として、財団職員が協力し、安全管理に配慮しています。また、湖面に設けられたボートコースでは、ボート競技もNPO団体により開催されており、一般を対象とするイベントも実施していますので、この時には、財団もこの団体を後援することにより団体の活動を支援しています。

⑤ 財団ホームページにカヌー場の施設概要や、地図情報、利用状況、イベント開催状況等を掲載するとともに、財団の広報を活用した普及啓発に取り組みます。

○ 多くの方々へ利用者の円滑、公平な利用を行ってもらうため利用調整会議を開催します。また利用にあたっては、利用日の水位、気象、湖面状況等を把握し、利用者に適切なアドバイスを行うとともに指導・助言を行います。

- 当財団は、国のダム管理事務所から宮ヶ瀬ダム管理支援業務（施設管理）を受託しており、週3回湖内を巡視し、湖の状況を点検し、湖内での危険箇所の発生、自然状況（カワウの生息状況、植物の開花、鹿の出没等）等をダム管理事務所に報告しています。こうした業務を通して得られた流木やゴミ等の情報をカヌーやボートの利用者にも提供し、安全で快適な利用を促進します。
- ☆ 県が、東京オリンピックの事前キャンプ地として、名乗り出ていますので、県やカヌー協会の動向に注目しながら、協力していきます。

エ 利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の年度の目標施設利用者数を次の（ア）から（ウ）について設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

| 内 容 |
|-----|
|-----|

- 3施設の内、とりわけ集団施設地区では、利用者数がクリスマスイベントの集客減や遊具施設の休廃止もあって、平成17年度をピークに減少傾向にあります。
- 施設利用者数を設定するにあたり、各施設の開設以来の利用者数のデータが蓄積されていますので、このデータを解析し、数値の変化と施設の整備状況、社会動向等を勘案し、将来の数値目標を設定しました。
- 宮ヶ瀬湖周辺地域に關係の深い社会環境の変化としては、圏央道の開通に伴う来訪者の広域化や、2020年（平成32年）に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックなどに伴うスポーツ熱の高まりや来訪者のグローバル化、2027年（平成39年）に整備予定のリニア中央新幹線関東車両基地の設置に伴う地域インフラの整備促進等が考えられます。
- 財団としましては、このような変化の中で各施設について、26年度の数値を基準として、5年間で影響を及ぼすと思われる要素を勘案して、予測計算をし、目標値を設定しました。

要素としましては、

- ・宮ヶ瀬湖周辺3施設の一体化による相乗効果
- ・財団が主催している宮ヶ瀬湖周辺活動団体の交流会を通じた団体活動の活発化、相互の連携
- ・宮ヶ瀬湖周辺施設を利用した民間団体等のイベントの誘致
- また、別館の開館による
 - ・情報発信の中核としての総合案内による他施設への波及効果
 - ・自転車の駅の整備によるロードバイクの交流・休息
 - ・クラフトコーナー、自然情報コーナーの充実による自然環境への啓発
 - ・授乳室・子供用遊具の整備による利用者への利便性の向上
 - ・遊具貸出し等による園地での遊びの提案
 - ・クリスマス時の夜間開館

等により、利用者の拡大を図りたいと考えています。

(ア) やまなみセンター 施設利用者数

| 項目 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|---------------------------------|
| 施設利用者数 | 254,950人 | 259,520人 | 264,080人 | 268,640人 | 273,200人 *7.2%増 *18,250人増 |

*上表の数字は、平成28年度に対する中段：上昇率(%)及び下段：増加人数(人)

<設定の考え方>

やまなみセンターは、財団本部として業務の司令塔としての役割を担っていますが、利用者にとっては、休憩所であり、園地の展望を楽しむことができる施設となっています。また、園地への昇降設備も完備しており、シャワーの設備も整備されています。

段差のある園地への登り降りをためらっている高齢者やベビーカーの家族連れに対し、園地にアクセスできる昇降設備（エレベーター）があることや、遠足などで園地を訪れた団体客に雨天の際の休憩所として利用できることなどを十分に広報し来館を促します。また、屋上には花を飾ったポットを置き、自然景観を楽しむとともに、美観上の配慮もします。本館には、会議室があり、自然豊かな景観を楽しみながら会議が開催できることも広報します。利用者への快適性の向上のために、清掃等のきめ細やかな維持管理の実施により、利用者増を図ります。

(イ) 集団施設地区等

| 項目 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|-------------------------------|
| 施設利用者数 | 469,010人 | 477,510人 | 486,010人 | 494,510人 | 503,000人 7.2%増 33,990人増 |
| けやき広場 | 324,110人 | 330,930人 | 337,750人 | 344,580人 | 351,400人 8.4%増 27,290人増 |
| ピクニック広場 | 8,370人 | 8,550人 | 8,740人 | 8,920人 | 9,100人 *8.7%増 730人増 |
| 野外音楽堂 | 250人 | 310人 | 380人 | 440人 | 500人 200%増 250人増 |
| 親水池 | 3,970人 | 4,030人 | 4,080人 | 4,140人 | 4,200人 5.7%増 230人増 |
| 鳥居原園地 | 132,310人 | 133,690人 | 135,060人 | 136,430人 | 137,800人 4.1%増 5,490人増 |

*上表の数字は、平成28年度に対する中段：上昇率(%)及び下段：増加人数(人)

〈設定の考え方〉

- ① けやき広場では、クリスマスイベントが実行委員会方式で開催され、平成26年度は20万人の利用がありました。この他に、芝生地を利用したスポーツ、遊び、各種イベント、散策等が行われています。さまざまな遊具の貸し出しによる遊びの提案、快適性向上のための間伐材を利用したベンチ、日陰を作るパーゴラの設置、及沢ビオトープを利用した自然観察ガイド、24時間リレーマラソンの開催等により利用者増を図ります。
 - ② ピクニック広場では、食材提供によるバーベキューが行われています。食材の安心・安定供給に向けた管理、山裾に生息するヤマビル防除のための清掃、木製床板の補修等により利用者増を図ります。また、夏季には前面にある小川での楽しみを演出するため、浮き輪や綱の貸し出しなどを工夫し家族連れの増加、滞在時間の長期化により利用者増を図ります。
 - ③ 野外音楽堂は、利用料金制が導入されますが、電気・水道・トイレ・控室等が完備していることをホームページ等で広報するとともに、周辺地域の舞踏や音楽、太鼓等の活動団体に対し、練習や発表会等での利用を呼び掛け、利用者増を図ります。
 - ④ 親水池では、カヌーの初心者を対象としたカヌースクールを財団が開催しています。小学校等の利用が多くなっているため、多くの小学校が来館する宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館が案内する際には、カヌー場利用リーフレット等を同封し、利用者増を図ります。
 - ⑤ 鳥居原園地内には、農産物直売型交流施設として他団体が管理運営しているふれあいの館がありますが、財団と協働で宮ヶ瀬フェスタのイベントを開催しています。また、郷土工芸の布ぞうりや農産物を使用したうどん作り等の体験教室も開催しているため、この団体と情報を共有し、連携を深め、農産物の安定供給により利用者増を図ります。

(ウ) 力又一場 施設利用者数

| 項目 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|---------------------------|
| 施設 利用者数 | 5,450人 | 5,610人 | 5,770人 | 5,940人 | 6,100人 11.9%増 650人増 |

*上表の数字は、平成28年度に対する中段：上昇率（%）及び下段：増加人数（人）

〈設定の考え方〉

カヌー場では、国体予選等の競技会や民間団体による技能向上のための練習、一般を対象としたイベント等が開催されています。財団は、集団施設地区の親水池を活用したカヌー体験との連携を促進するとともに独自事業としてカヌー場でレンタルカヌー事業、Eボートを利用した自然観察会を開催しています。また、東京オリンピックによるスポーツ熱の高まりによるカヌーへの関心を体験につなげるよう広報を充実するとともに、カヌー艇等の設備の充実、指導者の確保等により利用者増を図ります。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(2) 一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組み

ア 一体運営により展開する、利用促進のための企画・取組み

(3施設の設置目的、特徴、機能等を活かしつつ、一体の施設として効果的かつ柔軟に連携させた運営により、宮ヶ瀬湖周辺施設の新たな魅力を創出し、周辺地域への来訪者数の増加を図るための企画・取組みの内容について、具体的に記載してください。)

内 容

3施設の設置目的、特徴、機能等を活かしつつ、一体の施設として効果的かつ柔軟に連携させた運営により、宮ヶ瀬湖周辺施設の新たな魅力を創出し、周辺地域への来訪者数の増加を図ることができます。

① イベント関係

① 3施設を連携させることにより、複合的なイベントを開催します。

- ・集団施設地区内の親水池を使用したカヌー教室でカヌーに触れ、魅力を知り、更にカヌー場でのレンタルカヌー等に参加し、カヌー技術の向上を図ります。

- ・Eボートを使用し、宮ヶ瀬湖に漕ぎ出し、カヌースポーツの楽しさにふれると同時に、湖面からの自然公園の景観、水際の自然観察を企画します。

- ・野外音楽堂での、音楽演奏だけではなく、ビオトープなどでの園地の清流（水のせせらぎ）と生息する動物（カジカガエルの鳴き声）等とコラボした演奏会を開催します。

② 宮ヶ瀬湖 24 時間リレーマラソンでは、園地の周遊路をリレーする選手や応援の方など約 8,000 人が、やまなみセンターを救護所・休憩施設（トイレ、更衣室、シャワー）で利用するとともに、園地の芝生広場は選手テントの設営場所、野外音楽堂やカヌー場は荒天時の緊急避難場所、小中沢駐車場（集団施設地区）を参加者の駐車場として利用しており、こうした施設間の相互連携によって、大規模な地域活性化イベントの円滑な運営・開催を行います。

③ 園地で行うペットボトルロケット大会や自然観察会などのイベントでは、やまなみセンター研修会議室を使用してロケット製作や生息する動植物の講義などの事前準備を行い、広い園地においてペットボトルロケットを飛ばしたり、ビオトープで動植物の観察を行います。

④ やまなみセンター別館でのクラフトコーナーで使用する材料の入手について、園地内で伐採した枝や、カヌー場で撤去した流木等の自然資源の再利用を図ります。

- ・園地管理職員の協力により、集団施設地区内にある多種多様な樹木の種子を集めし、やまなみセンター別館のクラフトコーナーで使用することで、楽しみながら自



音楽演奏とカジカガエルのコラボ演奏

然学習機会を提供します。

- ⑤ クリスマスイベント時に、やまなみセンター本館に併せ別館を夜間も開館し、館内を利用したクリスマス関連のイベントを開催し利用客の増加を図ります。
- ⑥ 別館は商店街の一角に立地しており、遊客も多いことから、3施設はもとより地域情報を一元提供し、地域の利便性を向上します。

2) 施設関係

- ① 集団施設地区で、遊んだり、カヌー等の運動をした後、やまなみセンターのシャワーを使用して汗を流すなど、相互利用で利用者の利便を図ります。
- ② 小学校等の遠足等で、自然観察中に雨に降られた場合に、やまなみセンターの展望ホール等を避難場所として利用することができます。
- ③ 学校関係の理科や社会科の授業として、別館で講義を受け、実際に園地内で自然観察を行うことなどが、円滑に、効率的に実施できます。また、展示施設を利用し、より実際に近い説明を受け、さらに現場を体感することができます。
- ④ 園地における自然観察会において、雨天でも別館を利用して観察会を開催できます。
- ⑤ 別館の自転車の駅の利用者が、やまなみセンターのシャワーを使い、疲れを軽減することができます。
- ⑥ 集団施設地区来訪者に、別館の授乳室を案内し、利便性向上を図ります。

3) 広報関係

- ① 別館は、水の郷商店街の一画に位置し、回遊者も多いため、本館、集団施設地区、カヌー場の3施設で、それぞれの施設紹介をするのではなく、やまなみセンター別館に総合案内機能を持たせ、ワンストップで行うことにより、効率化と利便性の向上を図ります。
- 別館の交流・休憩スペースでカヌー利用者と自転車利用者、自然観察者など異なる利用者間の交流を促進します。

4) 活動団体交流会

- ① 宮ヶ瀬湖周辺で活動している団体の情報交換の場を設定し、連携強化を目的として異種団体の交流会を開催しており、他の団体にも呼びかけ、この会を通じてますます拡充していきます。

5) 一体化のための、連絡網の整備

- ① 宮ヶ瀬湖周辺地域は公共交通網が十分に整備されていないため、3拠点、3施設の利用者への利便性の向上、連携強化のために、拠点・施設間を連絡する移動手段として遊覧船を運航するほか繁忙期には、無料のシャトルバスも財団の独自事業として、運営管理し、宮ヶ瀬湖周辺の利便性の向上を図っています。

イ 利用の促進を図っていくため、指定管理期間中の自主的な企画事業の目標参加者数について設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

| 内 容 | | | | | |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 自主的な企画事業参加者数 | 50,245 人 | 51,375 人 | 52,505 人 | 53,635 人 | 54,645 人 |

（設定の考え方）

- 宮ヶ瀬湖周辺地域では、様々な主体による様々な事業が展開されています。この中には清川村や地元商店街を中心となって実行委員会方式等で実施されるクリスマスイベントやふるさと祭り花火大会がありますが、財団が主体となって行う自主的な企画事業としては、みやがせフェスタ等の大規模イベント事業、自然観察会や体験教室などの中・小規模企画事業があります。
- 目標値を設定するにあっては、こうした財団が主催し、工夫を凝らし、見直し・改善を行うことができる企画事業を対象としました。
- 事業内容としましては、宮ヶ瀬 3 抛点ごとに、季節感を取り込んだ大規模なイベントである宮ヶ瀬フェスタ（夏の陣）、地域活性化事業として、郷土工芸、郷土料理、農林体験等を利用した小規模イベントのミサンガ作り・ヨモギ団子作り・椎茸菌植え付け等の体験教室、水源環境理解促進事業として、流木や木の実を利用したクラフト教室、宮ヶ瀬湖周辺地域に生息するカヤネズミやムササビのナイトツアー、カジカガエルの鳴き声とギターのコラボレーション演奏会、木の実を拾いクッキーを作る体験教室等を開催しています。

【 自主的な企画事業 】

（1）宮ヶ瀬湖周辺地域活性化事業

ア 大規模事業

宮ヶ瀬湖周辺 3 抛点において、季節ごとに展開する行事で、多くの集客が見込まれる事業で、交通アクセスの整備により広域圏からの誘客への取組を行い、参加者増に結びつけていきます。

（単位：人）

| 月 | 会 場 | 内 容 | 内 訳 | | | | |
|----|---------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| 4 | 宮ヶ瀬 | 宮ヶ瀬フェスタ春 | 10,500 | 11,000 | 11,500 | 12,000 | 12,500 |
| 8 | 宮ヶ瀬 | ペットボトルロケット大会 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 8 | 鳥居原 | ウドン作り体験 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 9 | あいかわ | 宮ヶ瀬フェスタ夏 | 25,500 | 26,000 | 26,500 | 27,000 | 27,500 |
| 11 | 鳥居原 | 宮ヶ瀬フェスタ秋 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| | 小計（5 件） | | 46,550 | 47,550 | 48,550 | 49,550 | 50,550 |

これらの事業は、宮ヶ瀬湖周辺の四季折々の風物を都市部の人たちに知っていたくとともに、水源地域の自立的・持続的な活性化を図ることを目的としています。

開催にあたっては、財団が主体となり、国・宮ヶ瀬湖周辺市町村の後援を受け、地元の観光協会、商工農林業団体、民間交通機関等の協力を得て開催しています。

事業内容は、ステージでのキャラクターショー、地域活動団体による舞踊や太鼓等の演芸披露を行い園内では、地域物産展・団体の活動状況の紹介・飲食物販売を行っています。



イ 小規模事業

人と自然、都市と地域の交流を目指して、地元観光協会、NPO法人、地元技能者と連携し、郷土工芸、伝統文化等の地域資源を活用して効果的な事業展開を図り、参加者増につなげます。



(単位：人)

| 内 訳 | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|--------|-----|------------|-----|-----|-----|-----|
| 月 | 会 場 | | | | | |
| 4 | 鳥居原 | 郷土文化・料理体験 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 6 | 鳥居原 | 郷土工芸体験 | 20 | 20 | 30 | 30 |
| 7 | 工芸村 | 郷土工芸体験 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 8 | 工芸村 | 郷土工芸体験 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 10 | 宮ヶ瀬 | アウトドアキング体験 | 20 | 30 | 30 | 40 |
| 11 | 工芸村 | 郷土工芸体験 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 1 | 宮ヶ瀬 | 郷土文化・料理体験 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 3 | 宮ヶ瀬 | 農林体験 | 60 | 60 | 60 | 70 |
| 小計（8件） | | 350 | 360 | 370 | 390 | 390 |

* 内容については、ニーズ等によって改善を加えていきます。

(2) 水源環境理解促進事業

ア 自然観察会等

水源地に足を踏み入れ、自然に親しみながら、自然の大切さや水源地保全の重要性を理解する事業を実施することとし、指導者として当財団が育成しているガイドレンジャーを活用します。

(単位：人)

| 内 訳 | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|--------|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 月 | 会 場 | 内 容 | | | | | |
| 4 | 宮ヶ瀬 | 自然観察会 | 50 | 60 | 70 | 80 | 80 |
| 5 | 鳥居原 | 薪割り体験 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 9 | 宮ヶ瀬 | 自然観察会 | 40 | 60 | 60 | 70 | 70 |
| 10 | 宮ヶ瀬 | 自然観察体験 | 30 | 40 | 40 | 50 | 50 |
| 11 | 宮ヶ瀬 | 森林整備体験 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 12 | 宮ヶ瀬 | 自然観察会 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 |
| 1 | 宮ヶ瀬 | 宮ヶ瀬湖の宝工作 | 40 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 小計（7件） | | | 550 | 610 | 630 | 670 | 680 |

*内容については、ニーズ等によって改善を加えていきます。



宮ヶ瀬湖の宝工作



自然観察会（鹿の足跡観察）

イ 体験事業等

人と自然、都市と地域の交流を目指して、集団施設地区をメイン会場として自然に触れ、水源環境の理解促進を図るために、リピーターに繋げる事業を実施していきます。

またイベント以外に園地内で活動する民間企業や高校等の支援を図る他、宮ヶ瀬湖憲章の普及啓発、来訪を呼びかける広報を図っていきます。

| 内 訳 | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|------------|------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 月 | 会 場 | 内 容 | | | | | |
| 4 | 3 抱点 | 写真教室 | 30 | 40 | 50 | 50 | 50 |
| 5 | 宮ヶ瀬 | GW体験教室 | 40 | 40 | 50 | 50 | 50 |
| | 宮ヶ瀬 | 生き物観察会 | 40 | 40 | 50 | 50 | 50 |
| | 宮ヶ瀬 | 生き物観察 | 30 | 50 | 50 | 70 | 70 |
| 6 | 宮ヶ瀬 | 生き物観察会 | 40 | 50 | 50 | 60 | 60 |
| 7 | 3 施設 | 水源地ツアー | 100 | 100 | 150 | 150 | 150 |
| | 宮ヶ瀬 | 生き物観察会 | 50 | 50 | 50 | 60 | 60 |
| | 宮ヶ瀬 | 生き物観察会 | 40 | 40 | 50 | 50 | 50 |
| 8 | 宮ヶ瀬 | 水辺体験教室 | 60 | 70 | 70 | 80 | 80 |
| 9 | 宮ヶ瀬 | 生き物観察会 | 40 | 40 | 50 | 50 | 50 |
| 11 | 宮ヶ瀬 | 生き物観察会 | 50 | 50 | 50 | 60 | 60 |
| 12 | 宮ヶ瀬 | クリスマス体験教室 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 都市部 | 宮ヶ瀬もみの木(横浜) | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 2 | 宮ヶ瀬 | バレンタイン体験教室 | 50 | 60 | 60 | 70 | 70 |
| | 宮ヶ瀬 | 花の日(毎月) | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 |
| 小計 (16 件) | | | 2,795 | 2,855 | 2,955 | 3,025 | 3,025 |

ウ その他（イベント以外）

- ・インストラクター派遣 ・・・ 活動団体を支援
- ・来訪者動向調査（4回）・・・ 集団施設地区の魅力を向上させるアンケート調査の実施
- ・広報啓発（キャンペーン含）・・・ 誘客を図るための広報活動
- ・写真コンテスト ・・・ 宮ヶ瀬湖の魅力発見等
- ・憲章グッズ製作 ・・・ 宮ヶ瀬湖憲章の普及啓発
- ・木道整備 ・・・ 集団施設地区の魅力向上させる整備
- ・花時計の保守 ・・・ 花時計の保守管理
- ・丹沢大山再生助成 ・・・ 丹沢大山再生委員会への参加
- ・団体交流事業等 ・・・ 事業紹介及び交流会、新規事業検討他

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(3) 広報、PR活動

より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

(事業内容や対象者等に応じた広報について、その手法や媒体、時期頻度等を具体的に記載してください。)

内 容

神奈川県をはじめ、国、周辺市町村、地元関係団体、各公共施設管理者等と連携・協調し、周辺情報の集約に努め、次とおり各種広報手段を用いて、積極的に情報を発信していきます。

① 観光情報やイベント情報の発信

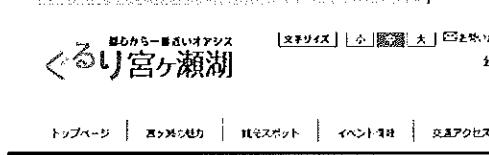
- ・宮ヶ瀬湖周辺の観光情報やイベント情報について、関係団体や地域活動団体との連携・協調により、相互に積極的な情報発信に努めます。(随時)
- ・小田急電鉄と協調し、相模大野管区各駅にイベント情報を掲載します。(月1回)
- ・宮ヶ瀬湖周辺のガイドブック、乗り物案内等のパンフレットを作成し、様々な場面で活用します。(随時)



小田急沿線へのポスター掲示

② ホームページの活用(随時)

- ・イベント情報や乗り物運行情報を積極的に掲載します。
- ・宮ヶ瀬湖周辺地域の景観、動物・昆虫等の動向・季節の花の開花状況等を随時掲載し、来訪者のニーズを充足する適時な情報を提供します。
- ・各施設の利用可能状況、利用申請、手続き案内等をホームページに掲載し、利用者の利便性の向上を図ります。
- ・地域で活動する団体の活動紹介を掲載します。



あじさい開花のお知らせ③



写真撮影日: 2015年6月16日(木)

③ 広域圏へのアプローチ

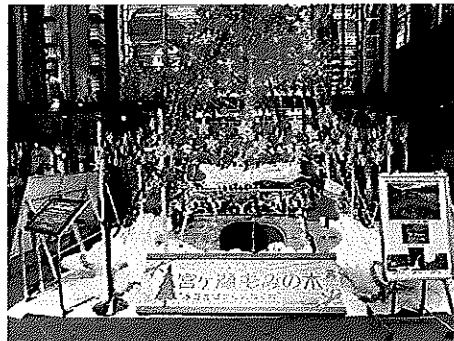
- ・圏央道相模原愛川インターと相模原インターの開設による高速道路網の充実に併せ、広域圏への誘客を図るために、国の協力による埼玉・山梨など道の駅へ案内パンフレットの拡充配備を図るほか、各地で開催される観光キャンペーンにブースを出展するなど積極的に参加し、宮ヶ瀬湖周辺への来訪を呼びかけます。



水源地キャンペーン

④ 宮ヶ瀬湖周辺地域における取り組みの都市地域での紹介

- ・宮ヶ瀬の象徴である「もみの木」（クリスマスツリー）を都市部（横浜市中区）で展示し、相互に子供たちのメッセージを発信します。（12月実施）
- ・写真コンテスト受賞作品の展示をするとともにカレンダーを作成して魅力を発信します。



NHK横浜での広報活動

⑤ 積極的な情報提供

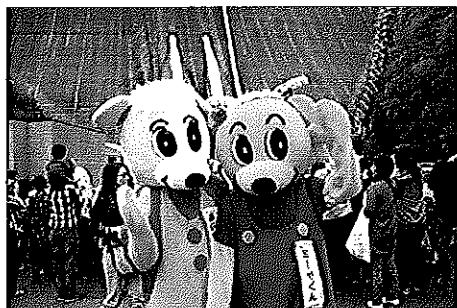
- ・新聞、地域広報誌、観光情報誌等には、宮ヶ瀬湖周辺で行われるイベント情報等を積極的に情報発信していきます。



広報誌に掲載されたイベント情報

⑥ ゆるキャラ

- ・宮ヶ瀬湖の観光PRとして作成した「ゆるキャラカード」を配布します。
- ・イベント開催時に、ゆるキャラの着ぐるみによるPRをします。



宮ヶ瀬キャラによる観光PR

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(4) 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握

サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

(利用者の意見・要望の把握やサービス向上に向けた反映への取組みについて、具体的に記載してください。また、苦情処理や利用者とのトラブル発生時の対応について、事前の体制整備も含めて、記載してください。)

内 容

- 施設利用者が快適に過ごし、また来たいと思うよう、財団で作成した「宮ヶ瀬湖周辺地域を訪れる方々への接客ガイド」により、職員は「笑顔、親切、丁寧」を基本に接客します。また、サービス向上のため、利用者ニーズや苦情に対しては、適切に対応するとともに管理運営に反映するよう努めます。

① 苦情・利用者ニーズへの対応の仕組み

① 苦情・利用者ニーズの把握

利用者との会話、アンケート等の様々な方法で利用者ニーズ・苦情を把握します。なお、アンケート調査は、具体的な改善事項の抽出にも役立つように、調査項目等について十分な検討を行ったうえで実施します。

アンケートは、各施設の窓口に常時、アンケート用紙を備えるとともに、イベント開催時に、参加者にアンケートを行い、回収・分析して、運営管理に生かします。

② ニーズ・苦情への対応

把握した苦情について、内容や事實をその場で確認し、その場で対応します。

その場で対応できないものは、いったん事務所に持ち帰り、データベース等も活用しながら職員で情報を共有し、対応を検討します。

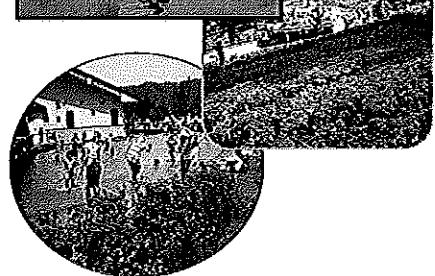
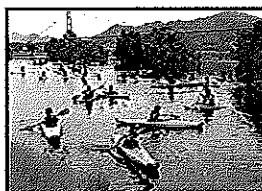
③ 利用者へのフィードバック

④ 事業等への反映

利用者ニーズ・苦情は、内容（発生日時、申立者、苦情内容）と対応結果（検討内容、対応処理）をデータベースとして記録、保存し、年度末に整理・分析します。

職員ミーティングで分析結果に基づき、必要な改善、翌年度の管理運営計画への反映を検討します。効果があり、実行可能なことは、実施します。

宮ヶ瀬湖周辺地域を訪れる方への接客ガイド



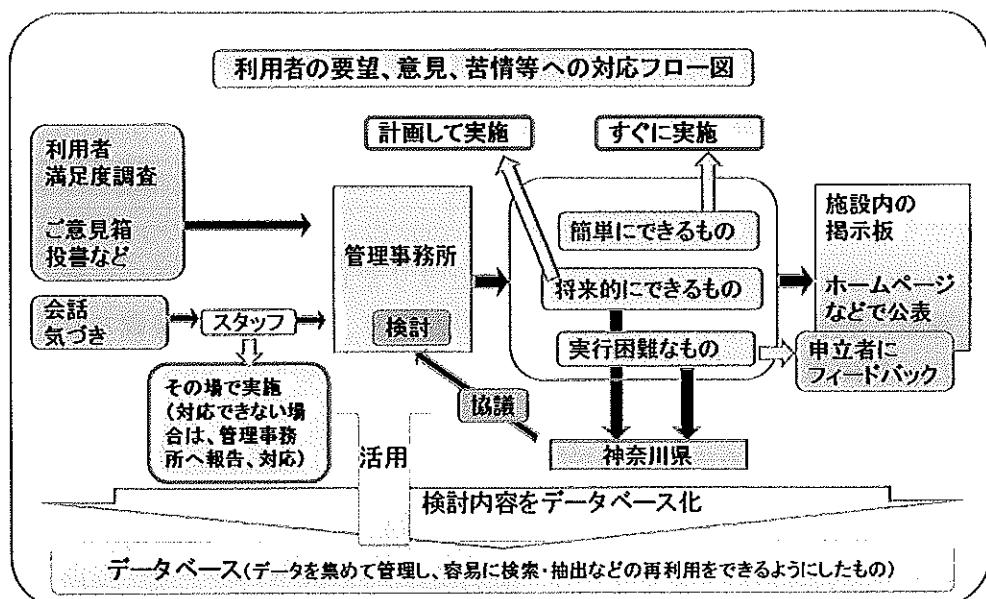
平成26年8月
公益財団法人 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

宮ヶ瀬湖周辺地域を訪れる方への接客ガイド

② 苦情対応（対応）

苦情には、利用者の期待を下回って発生する「日常的な苦情」、「悪意のある苦情」、「常識を欠いた苦情」等があります。どのような苦情でも基本に従って対応します。

- ① 相手の心情を理解して、不快にさせたことをお詫びし、内容を良く聴きます。
迅速に対応し、まずは「お詫び」して、相手の心情を理解して話を聴き、相手の気持ちを静めます。
- ② 問題の「原因・事実確認」を行います。
冷静に現場確認や質問等で事実関係を確認し、状況を把握します。なお、面談の場合は、2名以上の職員で対応し、正確に記録を取ります。
- ③ 問題に対する「解決策、代替え策」を提示します。
利用者の立場に立って、苦情の解決策を提示し、利用者の納得をいただきます。
利用者の要求に応えられないときには、相手の心情を考えたうえで、「分かりやすく」理由を説明し、代替え案を提示する等粘り強く対応して、納得ある解決策を見いだします。なお、不当な要求に対しては毅然と対応します。
- ④ ご意見等に対して「感謝」し、相手に非がない場合には、「お詫びと感謝」をし、苦情は、記録に残し、公園内で情報を共有します。



利用者への要望、意見、苦情への対応フロー図

3-(5) 利用料金

利用料金の設定、減免の考え方

(条例に基づく適切な利用料金の設定及び減免の考え方について、記載してください。)

1) やまなみセンター**○利用料金**

| 区分 | 設定料金 | 利用料金上限額 |
|---------|--------------|--------------|
| 研修会議室 1 | | |
| 研修会議室 2 | 1時間につき 300 円 | 1時間につき 500 円 |
| 研修会議室 3 | | |

近隣の類似施設との均衡を図るために 300 円とします。

○ 減免

国、県、市町村及び公共的団体が、水源地域の自然の保全及び活性化を図ることを目的とした催し等を行うために利用する場合及び指定管理者が利用する場合、また、指定管理者が特に必要と認める場合は免除できるものとします。
※利用料金、減免については、知事の承認を得て決定し、基準を別途定めます。

**2) 宮ヶ瀬集団施設地区及び鳥居原園地****1 野外音楽堂****○利用料金**

| 区分 | 設定料金 | 利用料金上限額 |
|-------|--------------|----------------|
| 野外音楽堂 | 1時間につき 500 円 | 1時間につき 1,100 円 |

近隣の類似施設は、屋根や壁がなく参考となりませんので、野外に立地しているがら、電気・水道・トイレ・控え室等の設備があり、利用環境が整備されているため、また、利用促進を図るために、利用しやすい料金として 500 円とします。

○ 減免

国、県若しくは県内の市町村の機関、公共的団体が、県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養、及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資することを目的とした催し等を行う場合及び指定管理者が利用する場合、また、指定管理者が特に必要と認める場合は免除できるものとします。
※利用料金、減免については、知事の承認を得て決定し、基準を別途定めます。



2 駐車場

○ 利用料金

| 区分 | | 設定料金 | | 利用料金上限額 | |
|--------|-------|-------|--------|---------|--------|
| 小中沢駐車場 | 普通自動車 | 30分以内 | 無料 | 1台1回につき | 1,500円 |
| | | 2時間未満 | 300円 | | |
| | | 2時間以上 | 500円 | | |
| | 大型自動車 | 30分以内 | 1,500円 | 同 | 2,500円 |
| | | 2時間未満 | | | |
| | | 2時間以上 | | | |

近隣にある清川村村営駐車場との均衡を図るため、現行の料金制度を継続します。
また、緑化協力金についても継続していきます。

花火大会時やクリスマス期間等については、清川村村営駐車場と協議をしながら、
上限金額の範囲内で料金を調整していきます。

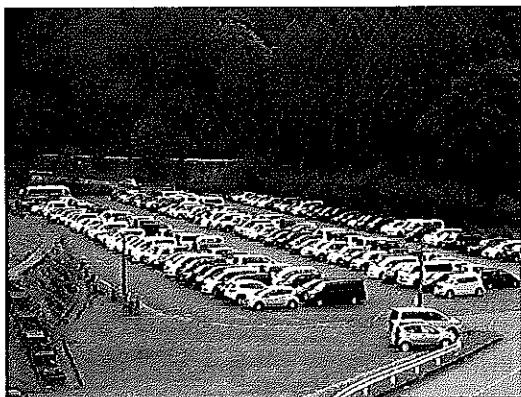
○ 減免

- ・国・県・周辺市町村・神奈川県内広域水道企業団が水源地域の保全及び活性化を図ることを目的とした催し等を行うために利用するときは、障害者が利用するときは免除。
- ・財団の出資団体又は県内の前記市町村を除く県内の市町、一部事務組合若しくは公共的団体が水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の推進を図ることを目的とした催し等を行うために利用するときは2分の1に減額。
- ・理事長が特に必要と認めるときは減免することができる。

※利用料金、減免については、知事の承認を得て決定し、基準を別途定めます。



小中沢B駐車場



小中沢C駐車場

3) 宮ヶ瀬湖カヌー場

○ 利用料金

| 区分 | | 単位 | 設定料金 | 利用料金の上限額 |
|-----------------|----------------------|--------------------|----------|-----------|
| 艇庫 | 艇長 5 m未満のカヌー等 | 利用の期間が 1 日以上 6 月末満 | 1 日 | 60 円 |
| | | 利用の期間が 6 月以上 1 年未満 | 1 月 | 1, 510 円 |
| | | 利用の期間が 1 年の場合 | 1 年 | 15, 690 円 |
| | 艇長 5 m以上 10 m未満のカヌー等 | 利用の期間が 1 日以上 6 月末満 | 1 日 | 110 円 |
| | | 利用の期間が 6 月以上 1 年未満 | 1 月 | 3, 020 円 |
| | | 利用の期間が 1 年の場合 | 1 年 | 31, 370 円 |
| | 艇長 10 m以上のカヌー等 | 利用の期間が 1 日以上 6 月末満 | 1 日 | 170 円 |
| | | 利用の期間が 6 月以上 1 年未満 | 1 月 | 4, 250 円 |
| | | 利用の期間が 1 年の場合 | 1 年 | 46, 510 円 |
| カナディアンカヌー及びカヤック | 1 人乗り | 2 時間 | 200 円 | 200 円 |
| | 2 人乗り | 同 | 400 円 | 400 円 |
| | 4 人乗り | 同 | 800 円 | 800 円 |
| 会議室 | | 1 時間 | 1, 320 円 | 1, 320 円 |
| 研修室 1 | | 同 | 250 円 | 250 円 |
| 研修室 2 | | 同 | 250 円 | 250 円 |

近隣にある、相模湖漕艇場と均衡を図るため、上限額を採用します。

○ 減免

国、県、市町村及び公共的団体が行う体育行事及びその他の団体でスポーツ振興を目的とし、一般利用者を対象とした行事等を行っている団体の利用及び指定管理者が利用する場合、また、指定管理者が特に必要と認める場合は減免できるものとします。

※利用料金、減免については、教育委員会の承認を得て決定し、基準を別途定めます。

| | |
|-----|------------------|
| 団体名 | (公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 |
|-----|------------------|

4 事故防止

(1) 事故防止等安全管理

ア 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容

(宮ヶ瀬湖周辺施設の利用者や、各種事業の参加者の怪我等の事故防止のための取組みについて、事前の体制整備を含め、具体的に記載してください。)

内 容

- 宮ヶ瀬湖周辺施設においては、さまざまな事故が想定され、事故が発生した場合の対応、再発防止策の構築が必要となり、しっかりととした安全管理体制を構築し、日常の安全管理に努め、安心・安全な利用を目指す必要があります。

また、当財団では、常務理事を総括安全衛生管理者とし、施設課長を安全推進者として、職場環境及び作業方法の改善、職員の安全意識の啓発及び安全衛生教育に関する担当とし、事故防止に努めています。
- ① 想定される事故の種類：施設関連では、施設破損による怪我、法面や階段・山道からの転落
 イベント等への参加では、使用器具による怪我、山道での迷い、有害虫、熱中症、病気
 カヌー、ボートの転覆
- ② 事故への対応：マニュアルの整備、早急な処置（連絡、応急措置、該当者の搬送等）、施設の補修、巡回
- ③ 再発防止策：職員研修、訓練、連絡系統のP D C A、注意看板の設置、利用者・参加者への注意喚起、ヒヤリハット事例の蓄積・活用
 経口補水液・瞬間冷却剤、害虫忌避剤・ポイズンリムーバーの常備
- 宮ヶ瀬湖周辺施設の敷地内のパトロールを実施し、禁止行為・不正利用の防止に努めるとともに、建物等については、休場日・開場時間外においては、機械警備設備を設置し、不法侵入や火災などの早期発見に努め、被害の拡大を防止します。
- イベント開催にあたっては、イベント内容、規模に応じて関係機関への連絡、医療スタッフの配置などマニュアルを整備して対応しています。
- 当財団が管理運営をしている神奈川県立あいかわ公園には、襲雷警報機があり、宮ヶ瀬湖周辺での雷雲発生について監視しています。広場の利用者や湖面でのカヌー利用者にとって落雷は大変危険ですので、警報が鳴った時点であいかわ公園から連絡がありますので、広場やカヌーの利用者に対して、速やかに避難するよう広報を徹底します。
- 宮ヶ瀬湖周辺では、近年春の木丸や南山への登山者が増えています。登山道の入口や山裾部分では、ヤマビルが生息しています。ヤマビル被害の防止のために落ち

葉の清掃をしていますが、利用者の予防のためにヤマビル忌避剤を置きます。

イ 水難事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針

(事故防止に関するマニュアルの作成、職員研修の実施、有資格者の配置等、その他利用者の事故防止へ向けた取組みについて具体的に記載してください。また、事故や災害発生時等の緊急時における連絡体制及び初動対応、避難誘導等の対応方法を分かりやすく記載してください。)

1) 連絡体制及び初期対応

- 当財団の策定した「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」に従って、防災組織と責任者、行動基準を明確にし、関連機関とも連携して即座に機能する体制を確保します。
 - ① 宮ヶ瀬湖集団施設地区では、緊急事態発生時には、理事長を総括責任者として財団本部（宮ヶ瀬やまなみセンター本館）に災害対策本部を立ち上げ緊急時対応体制をとります。
 - ② 非常事態が想定され、県から指示があった場合を含め、状況に応じて、夜間待機の体制を取ります。

設置時期

① 緊急時の体制

- ・県央地域震度5以上他の地震その他の火災等の災害発生時
- ・財団本部に災害対策本部を設置します。
- ・時間外に災害が発生した場合は、自宅の安全を確認した後、清川村、愛川町、相模原市緑区在住の職員は、速やかに参集し情報収集を行います。

② 事故時の体制

- ・事故が発生した場合には、理事長の判断で事故対策本部を設置します。
理事長不在時には職制最上位のものが判断します。

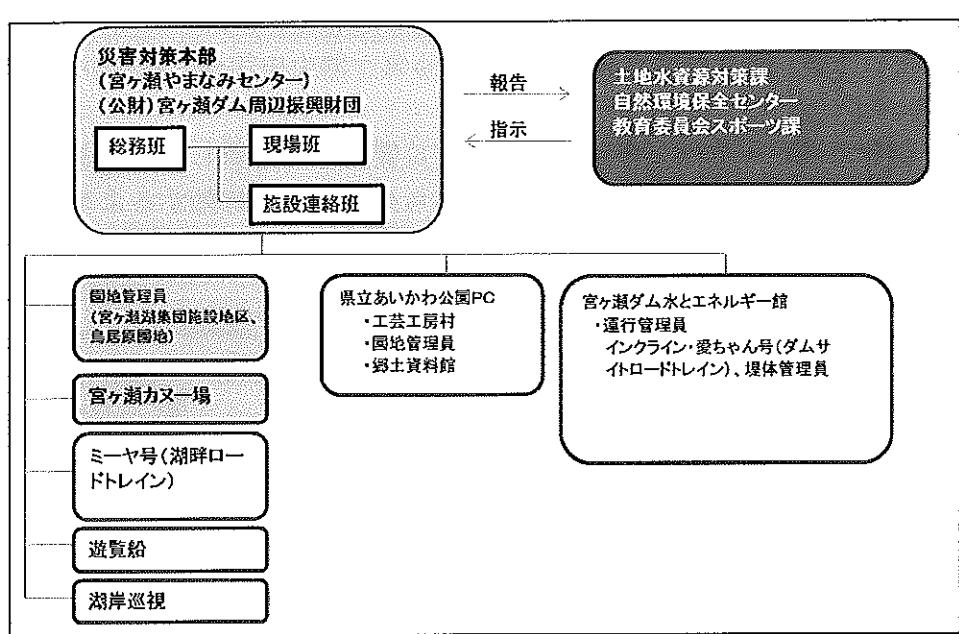
設置場所

① 緊急事態時の災害対策本部設置場所

- ・県立宮ヶ瀬やまなみセンター本館事務室に災害対策本部を設置します。
(やまなみセンターが使用できない場合は、けやき広場に設置)

連絡体制

- ① 災害対策本部のあるやまなみセンター本館より、集団施設地区、カヌー場等の宮ヶ瀬湖周辺3拠点に連絡します。
- ② 各施設毎に情報を取りまとめ連絡します。
- ③ 施設、公園内の状況については、適宜パトロール等を行い、県に報告します。



初期対応

宮ヶ瀬湖集団施設地区をはじめ、当財団が管理する3拠点（宮ヶ瀬湖集団施設地区、鳥居原地区、ダムサイト・あいかわ公園地区）での事故や災害の発生時には「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」の「初期対応一覧」に基づいて応急処置、初期消火、避難等の初期対応をします。

| | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|-----------|-------|--------|---------|-----------|-------|--------|
| 応急 救護 | 応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> 応急手当実施。状況によりAED使用 119番通報し、救急車要請 同時多発災害時は、財団車両で病院に搬送 | | | | | | | |
| | 初期消火 | <ul style="list-style-type: none"> 火災発見時は、大声で周囲に知らせる。 119番通報 初期消火実施（消火器、消火栓、水バケツ等） 大地震発生時は、消防車の到着が遅れる事を考慮する。 | | | | | | | |
| 避難等 | 避難誘導 | <ul style="list-style-type: none"> 避難の必要が生じた場合は、指示に従い避難開始（外来者は不慣れであるので誘導に留意する。） | | | | | | | |
| | 避難場所 | <p>火災時、避難時</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">宮ヶ瀬第1避難場所</td> <td style="text-align: center;">けやき広場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域避難場所</td> <td style="text-align: center;">宮ヶ瀬小中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥居原第1避難場所</td> <td style="text-align: center;">鳥居原庭園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域避難場所</td> <td style="text-align: center;">鳥屋小学校</td> </tr> </table> | 宮ヶ瀬第1避難場所 | けやき広場 | 広域避難場所 | 宮ヶ瀬小中学校 | 鳥居原第1避難場所 | 鳥居原庭園 | 広域避難場所 |
| 宮ヶ瀬第1避難場所 | けやき広場 | | | | | | | | |
| 広域避難場所 | 宮ヶ瀬小中学校 | | | | | | | | |
| 鳥居原第1避難場所 | 鳥居原庭園 | | | | | | | | |
| 広域避難場所 | 鳥屋小学校 | | | | | | | | |
| 非常持ち出し | <ul style="list-style-type: none"> 非常用ナップザックを準備し、次の物を収納。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、職員名簿 宮ヶ瀬やまなみセンターが使用できないような場合 第1避難場所を集合場所に指定する。 (職員全員に周知徹底しておく) 集合場所変更等の場合「災害用伝言ダイヤル171」を利用 | | | | | | | | |
| 大地震発生時の落合場所 | | | | | | | | | |

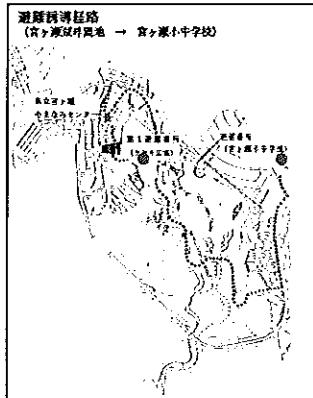
2) 避難誘導等

避難誘導

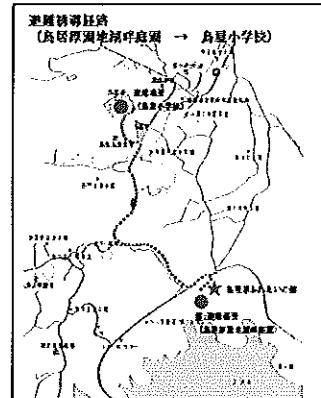
宮ヶ瀬湖集団施設地区から約1km（徒歩約15分）離れた宮ヶ瀬小中学校、鳥居原園地からは、約1km（徒歩15分）離れた鳥屋小学校までのルートを避難誘導経路として定め、経路の状況を日頃から把握し、職員間で情報を共有します。

災害時には、まず利用者に現在の状況を説明し、今後の行動について理解していただいた後、職員が広域避難場所である宮ヶ瀬小中学校、鳥屋小学校まで誘導します。

- ・避難にあたっては、経路の安全を防災機関等に確認した後に誘導します。
- ・職員は、利用者の安全を確保しながら落ち着いて行動するように促します。
- ・経路には河川や橋、坂道があります。危険と判断された場合は園地内に待機します。



避難誘導経路図 (宮ヶ瀬湖畔地区)



(鳥居原地区)

公園の利用制限を考慮した連絡方法

「台風、地震時の事前及び事後対応マニュアル」に基づいて対応します。

| 項目 | | 事 前 | 事 後 |
|-----------------------|---------------|---------|--|
| 1 園 地 | 宮ヶ瀬集団 施設地区 | 樹木 | 支柱などの確認 |
| | | 建物 | 施錠、とい等の確認 |
| | | 構造物等 | 親水池及び小川の堰点検 看板等飛散するものの整理 |
| | 鳥居原園地 | 樹木 | 支柱などの確認 |
| | | 建物 | 施錠、とい等の確認 |
| | | 構造物等 | 看板等飛散するものの整理 |
| 2 建 物 施 設 | やまなみセンター | | 看板等飛散するものの整理 待機等財団の判断で行動 |
| | カヌー場 | 建物 | 施錠、とい等の確認 |
| | | コース | ワイヤーをゆるめる |
| | | モーターボート | 係留ロープの確認 |
| | 遊覧船 | 桟橋 | 水位上昇しても良い対応 |
| | | 樹木、構造物 | 支柱及び看板等飛散するものの整理 |
| | | 船 | もやい網の確認、補助ロープの対応 |
| | ロードトレイン | 発着船台 | 水位が急激に上昇(3m)しても良い対応 発着等に障害のある流木等の除去 |
| | | ミーヤ号 | 施錠及び看板等飛散するものの整理 |
| | (9) 駐車場 | 小中沢の排水 | C駐車場地区的沢水の処理 |
| | | | 後日、障害物の撤去 |

宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地対応 (抜粋)

① 利用制限

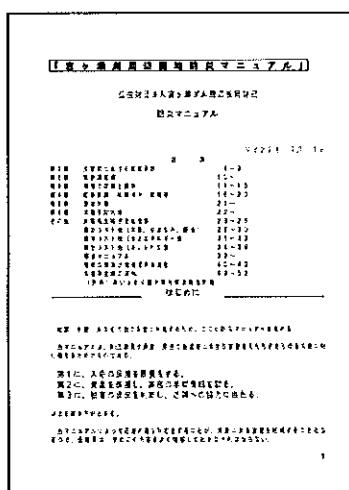
公園内の状況や公園までのアクセスルートの状況を把握し、状況に応じて速やかに災害への対応を行うとともに、利用中止等の利用制限等の対応に当たります。

- ・施設の利用制限については、緊急連絡体制により、各施設に連絡します。

3) 水難事故への対応

- 宮ヶ瀬湖カヌー場においては、カヌー漕艇中の浸水・沈没、湖面への無断立入による事故等が想定されます。カヌーについては、湖面状況の情報の周知、カヌー取扱いの注意点の指導、湖面への進入口にある門扉の施錠の徹底により事故を防止します。
- 当財団は、「宮ヶ瀬湖及び湖畔における災害時の応援等に関する協定書」(H25.5.1) を相模原市、愛川町、清川村の周辺自治体と締結しており、市町村の要請に応じて、船舶や水難救助資材の貸し出し、操船職員の派遣等を行うこととなっています。また、毎年、国土交通省、警察、消防、財団等による遊覧船事故合同訓練・水難救助合同訓練を行い、緊急事態に備えています。
- 宮ヶ瀬湖における水難事故は、カヌー・ボートの転覆、遊覧船の事故、釣り人の転落等が想定され、事故が発生した場合は、船舶免許を所有する財団職員が、カヌー場に係留してある作業艇等を操船し、現場に急行し、消防署等と協力し対応します。

なお、当財団には小型船舶免許資格者が本部に6人いるとともに、他業務でも8人の資格者を確保しており、緊急時の対応を速やかにすることができます。



防災マニュアル



AED・担架による救護訓練

ウ 急病人等が生じた場合の対応

(救急救命士等の配置や救命に対する職場研修等、救急救命に関する取り組みについて、具体的に記載してください。)

内 容

- 急病人が発生した場合、「事故や災害発生時の緊急時の体制及び初期対応」の初期対応に準じて対応します。
 - ・ 職員による応急手当を実施します。
 - ・ 急病人の依頼を受け、救急車を要請し、医療機関への搬送をします。

- 夏には、熱中症になる人が増えてきます。財団では、熱中症の可能性が高い日には利用者に広報で注意を呼びかけるとともに、各施設に経口補水液や瞬間冷却剤を準備します。

- 財団職員の急病も懸念されるために、単独勤務箇所については、10時13時16時の1日3回、財団本部に無線による定時報告をすることにより職員の安全確認を行っています。

- 急病人が発生した場合は、急病人の様態を消防署に連絡するとともに、急病人の安全を確保し、消防署の指示に従い、処置を行います。

- 当財団では、愛川消防署に要請し、

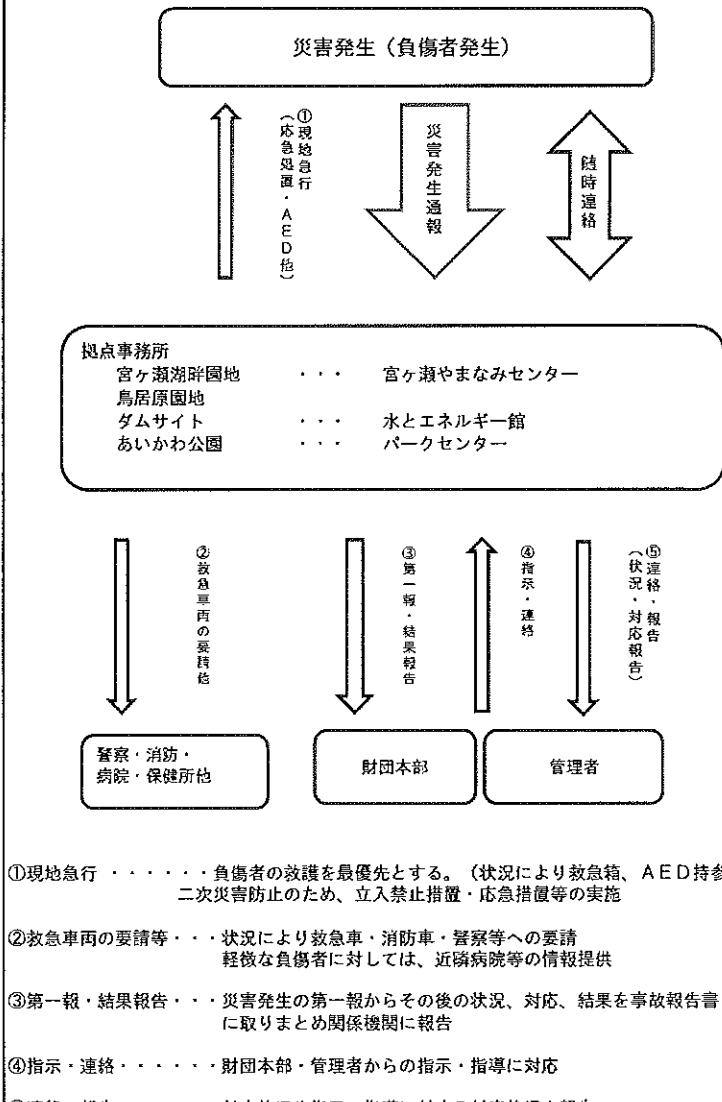
救急救命講習を実施し、
財団職員のほとんどが資格を取得しています。

また事務室やAED設置箇所にマニュアルを掲示しており常時確認できる体制を確保します。



AED表示及びマニュアル

災害発生時の流れ



災害発生時の流れ「宮ヶ瀬湖周辺園地防災マニュアル」

| | |
|-----|------------------|
| 団体名 | (公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 |
|-----|------------------|

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力

(宮ヶ瀬湖周辺地域の歴史的経緯、並びに、宮ヶ瀬湖周辺施設の設置経緯、設置目的、特性等を踏まえて記載してください。)

ア 地域の人材の活用、地域・地元市町村との協力体制の構築及びボランティア団体等との連携の取組み内容

内 容

- 当財団は、ダム建設以来、ダム関連施設の管理運営に携わり、地域振興・活性化、環境保全、防災等の分野で地域や周辺市町村、団体、関係機関と幅広く密接な連携を図り、高度で広域的な視点からも管理運営を行っています。
 - 清川村長をはじめとする宮ヶ瀬湖周辺4市町村長（愛川町長、清川村長、相模原市副市長、厚木市副市長）等で構成する理事会を随時開催し、年度ごとに財団の管理運営方針を説明し、市町村の各施策との調整を図り、また、県をはじめ関係市町村議会議長や金融、交通、水利等の企業団体関係者等で構成する評議員会も随時開催しています。
 - 宮ヶ瀬湖周辺地域では、イベント開催、ボランティア活動、地域からの雇用、また、体験事業の開催や講師依頼等、様々な面で地域や関係機関との連携を図ってきました。
 - さらに、宮ヶ瀬湖周辺3拠点施設に関わっている方や団体関係者の交流の場を設けて連携の輪を広げ、幅広い協力関係を構築して魅力ある施設づくりを進めます。
- ① 地域・地元市町村との協力体制の構築：当財団では、地域、地元市町村と協力し、清川村の「クリスマスみんなの集い」、「ふるさと祭り」、「愛川町のつつじ祭り」、「糸の里文化祭」等で実行委員会に参画し、大会運営に積極的に関与してきました。また、地元神社の祭礼については、地元自治会に協力し、御輿の担ぎ手として参加しています。
今後とも、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興をめざして関連機関と連携し、良好な協力体制を構築していきます。
- ② 地域人材の活用：当財団では、親水池、宮ヶ瀬湖においてカヌー関連の事業を開催していますが、このインストラクターとして地元NPO法人の人材を派遣してもらい、参加者の指導を行っています。また、地域の雇用創出として園地管理員は優先的に地元市町村の在住者を採用しています。
鳥居原園地においては、郷土食材を利用した教室や郷土工芸の体験をするイベントを開催し、この講師として地元の技能者に依頼して、地域人材の活用を図っています。
- ③ 防災における地域との連携：災害情報の共有や、災害が発生した場合の一時的な

| |
|--|
| <p>避難場所として宮ヶ瀬湖周辺地域にある施設を活用し、被災者の受け入れを行います。</p> <p>イ 地元企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組み内容</p> |
| <p>内 容</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務執行にあたり、関係法令に基づく法定点検、定期検査業務や専門的技術、知識、免許を要する作業については、効果的・効率的に行う観点から業務委託します。 ○ 委託先の選定は、財団に設置してある業者選定会議で決定しますが、選定にあたっては、地域産業振興の観点から地元市町村の企業を優先的に選定しています。 ○ 地元企業は、財団の業務内容を熟知しており、地元自治会や関連機関への折衝を円滑に行い、地元の企業としての地元に対する貢献も意識していますので、適切な業務執行を期待することができます。また、植物管理においては、周辺地域の気候、土質、植生等の自然環境を熟知しており、草刈りや剪定時期等の実施方法を提案してもらい効率的な事業執行を図ることができます。さらに、除雪等についても、除雪を開始する時間や、除雪の順序、除雪機械の選定等きめの細かい取り組みを行っています。 ○ 宮ヶ瀬集団施設地区のピクニック広場においては、食材提供を地元の宮ヶ瀬水の郷観光協同組合に委託しており、組合のノウハウを生かした事業を行っています。 |
| <p>ウ 周辺施設との連携・交流</p> <p>(宮ヶ瀬湖周辺施設が、地域の振興と活性化の中心的役割を果たすことを求められていることを踏まえ、他の周辺施設との連携や交流等に関する取組みについて、具体的に記載してください。)</p> |
| <p>内 容</p> |
| <p>財団では、公共交通機関が脆弱な中で、財団独自の取組として遊覧船やシャトルバスの運行を行い、3拠点施設を中心に他の周辺施設との連携を図ってきましたが、これからも宮ヶ瀬湖周辺の利便性の向上に努め、連携を強化し、交流をしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ あいかわ公園との連携 あいかわ公園は愛川町のダムサイト地区にあり、県立都市公園として年間40万人以上の集客がある施設であり、当財団が指定管理者として管理運営を行っています。3拠点の施設として、連携・協力をしながら業務を実施していきます。 ○ 宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館との連携 国の施設で、宮ヶ瀬ダムの役割・水資源の重要さを啓発・広報する施設です。当財団が管理運営をしています。財団の目的の一つである環境の保全と一致するため、情報を共有し、相互に利用者に紹介するなど協力しています。また、ダムサイ |

トにある水とエネルギー館とあいかわ公園を連絡するロードトレイン「愛ちゃん号」、ダムサイト上下を結ぶ「インクライン」を財団が運行しています。

○ 鳥居原園地のふれあいの館との連携

鳥居原園地においては、有限会社鳥居原が、相模原市の指定管理者として鳥居原ふれあいの館の管理運営を行っています。3拠点の一つとして、秋の「みやがせフェスタ」を協働で行っており、今後とも連携を強化しながら、鳥居原園地の特性である地場産品の販売、郷土工芸の体験教室等を開催し、特色を発揮し相互に発展できる形を作っていきます。

○ イベント開催

- ・実行委員会方式によるあいかわ公園でのイベント「つつじまつり」に財団も参画しています。
- ・当財団では、季節に合わせて行う「みやがせフェスタ」を宮ヶ瀬湖周辺施設で連携して開催しています。春には集団施設地区、夏にはあいかわ公園、秋には鳥居原地区で毎年開催しています。

○ 交流

周辺施設や3拠点施設の周遊を円滑に行うために、財団の独自事業として、シャトルバス、遊覧船を運行し、利用者の利便性を高めています。また、宮ヶ瀬湖周辺のマップにそれぞれの位置を表示し、周遊するモデルプランを提供するなど連携を図っています。

○ その他の施設との連携

このほか宮ヶ瀬湖周辺には清川村の水の郷交流館や清流の館、また愛川町の郷土資料館など連携を図ることで相乗効果が期待できる施設がありますので、やまなみセンターの別館の情報提供・ワンストップ機能の充実などを通して連携を進めます。

エ 集客促進や地域の活性化につながる企画や取組み

(宮ヶ瀬湖周辺施設が、地域の振興と活性化の中心的役割を果たすことを求められていることを踏まえ、周辺地域全体の集客促進や活性化につながる企画や取組みについて、具体的に記載してください。)

内 容

- | |
|---|
| ○ 当財団は、周辺自治体や観光協会等とは、ダム建設段階から地域活性化に向けて連携を保ちつつ取り組みを進めてきており、宮ヶ瀬湖水源地域ビジョンに沿って今後も協力関係の維持発展に努めてまいります。また、宮ヶ瀬周辺地域の3拠点は、いずれも駐車場、広場、交流施設等を備え、高い集客力を有していることから、活性化イベントに併せ、各種体験活動も開催し、水源地域の理解促進にもつなげていきたいと考えます。さらに、広報活動を充実しながら事業効果が高まるよう努めます。 |
| ○ 現在、国、県、周辺市町村とは、宮ヶ瀬湖周辺地域の良好な地域作りを一体的・ |

計画的に推進するため、環境保全、施設整備、管理及び地域活性化の推進を図るために首長級を構成員とした「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進会議」等が設置されており、課題を抽出し解決してきました。今後も、国、県、周辺市町村と連携・調整し、より効果のある事業を展開していきます。さらに、地元関係団体との連携を図り、各種イベントの実施内容、実施時期、規模等について調整していきます。

- 活性化イベント、体験教室等を財団主催で事業展開しており、周辺市町村、観光団体、NPO法人等の後援、協力等積極的な参加をいただいております。
今後は、カヌー体験やノルディックウォーク等を協力して実施している地域活動団体とともに、親水池やカヌー場等を活用したイベントの拡充を進めています。また、市町村等との連携をさらに深め、地域活動団体が積極的に参画できるイベントの拡大を図っていきたいと考えます。なお、活性化イベントと、体験教室の実施については、内容に応じて参加料として材料代や保険料などは応分の負担を求めます。
- これまで多くのイベントを開催して、現在の利用者数へと増加に努めてきました。財団の様々なイベント、乗り物運行サービス等は、宮ヶ瀬湖周辺地域の観光地としての魅力や利便性を高めることに寄与しています。
- 当財団は、神奈川県をはじめ、周辺市町村、地元関係団体、各公共施設管理者等と連携・協調し、周辺情報の集約に努め、次の通り各種広報手段を用いて積極的に情報を発信していきます。また、利用や照会への対応には、やまなみ別館に整備する総合情報コーナーによりワンストップで対応します
 - ・観光情報やイベント情報の発信：宮ヶ瀬湖周辺の観光情報やイベント情報について、利用者の視点でホームページの充実を図り、関係団体や地域活動団体との連携・協調により相互のリンクも充実し積極的な情報発信に努めます。また、小田急電鉄の協力を得て相模大野管区各駅にイベント情報を掲載し、来訪者増加に努めています。
 - ・宮ヶ瀬湖周辺施設の利用促進とホームページの活用：イベント情報のタイムリーな掲載はもとより、豊かな自然資源を活用して動植物の折々の動向を随時掲載し、魅力を発信します。また各施設の利用可能状況、利用申請、手続き案内等をホームページに掲載し、利用者の利便向上を図ります。
 - ・広域圏へのアプローチ：圏央道相模原愛川インターチェンジや相模原インター開設による高速道路網の充実に併せ、広域圏への誘客を図るために、案内パンフレットの拡充配備を図るほか、各地で開催されるキャンペーンに積極的に参加し、宮ヶ瀬湖周辺への来訪を呼びかけて地域活性化を推進します。
- 地域活性化推進調査研究事業として、来訪者動向調査を実施します。目的は、圏央道等の開通に伴い、宮ヶ瀬湖周辺施設に訪れる来訪者の動向を把握し、その結果を踏まえ、新たな広報戦略や事業展開に活用するため、季節ごとに3拠点の駐車場において、車両ナンバーの調査を行います。

団体名

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

8 人的な能力、執行体制

(1) 人的な能力、執行体制

ア 指定期間を通じて3施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

(指定期間を通じて、3施設を一体的に管理することにより、効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員の確保や配置の状況など、運営組織の構成と考え方について記載してください。その際、組織図を必ず記載してください。)

内 容

○ 現地の職員配置計画は、下図のとおりです。

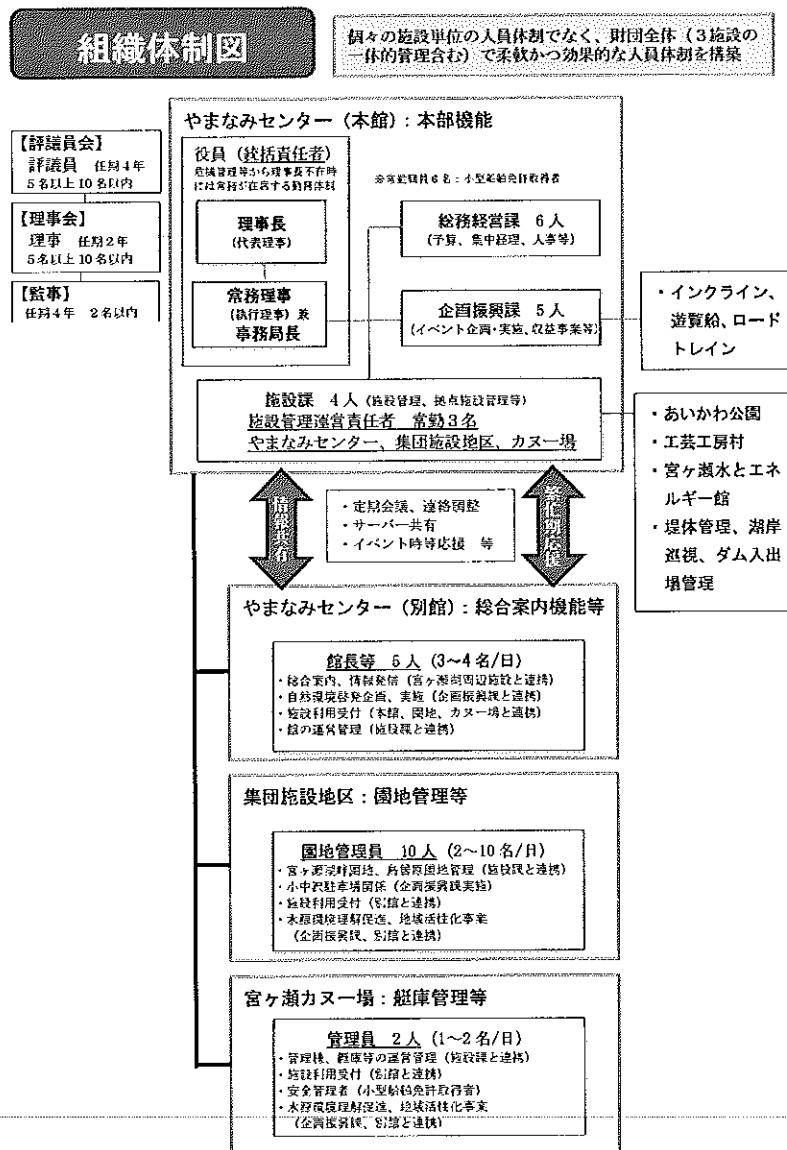
・やまなみセンター：統括責任者として、事務局長を置き、財団本部としての3施設の一体的、効果的、効率的業務運営機能を果たします。

別館には館長を置き本部と協力して幅広い情報収集・提供をはじめ館の運営にあたります。情報収集、提供、利用申請受付等を別館に集中することにより、人員の効率化とサービスの向上を図ります。

・集団施設地区および鳥居原園地：管理運営責任者を置き、作業は、管理員を配置し実施します。

・宮ヶ瀬カヌー場：管理運営責任者を常時雇用で1名配置し、受付業務、安全管理者をそれぞれ1名配置します。

職員は、競技コースの管理及び水上施設の日常管理等ができるよう、小型船舶免許の取得者を配置します。



イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制

(業務の一部を委託する場合の、委託業務や委託先の管理・指導体制について記載してください。)

内 容**○ 管理指導体制**

- ・ 委託業務：公園の管理運営責任を担い、管理業務のノウハウを蓄積して管理運営水準の向上を図るように、公園管理業務の中核となる業務や施設の維持管理は直営とします。関係法令に基づく法定点検、定期検査業務や専門的技術、知識、免許を要する作業は、効果的、効率的に行う観点から委託業務とします。
- ・ 業務の仕様：委託業務では、業務仕様、検収方法を定め、業務品質を維持できるようにします。業務仕様には、業務内容、業務水準、作業工数、作業日程、検収方法、各段階での点検、チェック、指導監督等を定めます。
- ・ 業務品質の確保：業務指示書を業務実施のたびに発行して内容を確認し、作業前に指示を再確認します。作業後は、当該業務の責任者が現場立会を行うとともに、日報、報告書、写真等を提出させ、業務結果を確認します。実施結果が仕様を満足しない場合には、やり直しを指示します。また、実施業者との業務改善会議を定期的に設けて作業の改善を図ります。改善については、実施業者と協議し、実効性を確認しながら、レベルの向上を図ります。

○ 委託先の選定方法

- ・ 公平公正な手続きで委託先を選定します。
- ・ 財団財務規程に則った手順により選定します。
- ・ 原則として、委託先の選定は、当財団の業者選定会議で決定し、指名競争入札を行って最低入札価格者に落札し、契約書を締結します。しかし、契約の性質や目的が指名競争入札に適さないときや、指名競争入札に付することが不利な場合など特別な理由がある場合には、随意契約とします。

○ 県内経済への配慮、県内企業への委託の考え方

- ・ 当公園は、宮ヶ瀬湖周辺地域の拠点の一つであり、地域産業振興の観点から、委託先は、地域の業者を優先します。

ウ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用

(指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用、研修内容や研修計画について、記載してください。)

内 容

- 業務を適正に行うために、本部職員と施設管理員を配置します。本部職員は、施設の管理運営・維持管理及び現地の施設管理員の人事管理を行います。採用にあたっては、責任者としての資質や経歴を検討します。施設管理員は、受付業務や現場での維持管理業務を担当し、地域の雇用創出として宮ヶ瀬湖周辺地域から雇用し、配置時に基本的な業務内容を研修し、また、現場での実習を行い、業務が適正に行われるよう指導します。採用にあたっては、財団規則に則り、定年や個別事情に

より退職した施設管理員を補充する規模で行います。

○ 本部職員の人材育成

財団の人材育成プログラムで、本部職員は、各種イベントの企画業務、事業の実行計画作成、安全管理や管理運営スキルを習得します。外部専門研修や施設視察等を通じて、各種イベント開催、涉外、調整、広報、情報発信のスキルも習得します。職員の配置後も、現場での実践とOJTを行うとともに、人材育成プログラムとしてOFF-JTの研修や資格取得計画に従って育成を行います。

○ 施設管理員の人材育成

施設管理員には、作業内容、作業スケジュール、作業記録等のマニュアルを整備し、誰もが一定の水準を行えるようにします。そのうえで、施設管理員間でのコミュニケーションを促し、ノウハウや経験が伝わりやすい環境を作ります。たとえば、公園の維持管理の内、草取り、樹木の枝払い、側溝清掃等の簡易な維持管理作業は、通常の家庭や家屋の維持管理の延長上にあり、新人の施設管理員でも十分に対応できる業務内容ですが、これらの作業については、熟練した施設管理員が指導します。

機械や工具の使用については、機器メーカーや代理店の社員による操作にかかる注意事項や日常の点検修理等の研修を実施し、安全確保に努めます。

○ 財団の実績の中で、蓄積された作業の種類や頻度、作業方法等実践的な研修を行い、現場対応します。事務や受付業務においても、経験のある施設管理員が経験の浅い施設管理員に対して、接遇や利用案内等のノウハウを伝え、訓練し、業務内容の向上を図ります。

また、本部職員、施設管理員間のミーティングを毎朝行い、作業内容・注意点や施設管理員が対応した苦情処理・接客についての「気付き」等の情報を共有します。

○ 当財団では、財団を取りまく社会環境の変化の中で、財団が実施している事業を見直し再構築することにより、経営改善を図る事を目的に「経営戦略会議」を設置しています。この中に、企画ツアーや開発部会等の4部会を設け、職員全員が参加し問題提起、検討、質疑を繰り返すことによりマネジメント能力の向上を図っています。

また、月1回課長会議を開催し、財団の懸案事項の解決に向け、情報を共有し、討議を重ねています。さらに職員全員で構成する事務局会議の中で、各事業の進捗状況や問題点を整理し、各自が意見を述べることにより表現力や説得力を習得する機会を設けています。

○ カヌー場で従事する職員は、競技コース及び水上施設の日常管理等ができるよう、小型船舶免許が必要であり、船舶免許の取得を促進するため、職員に対し、免許取得資金の貸し付け制度を設け、支援を行っています。

○ 更にカヌー場を活用したスポーツ振興に取り組むため、Eボートを活用するとともにインストラクター資格取得に取り組みます。

| | |
|-----|------------------|
| 団体名 | (公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 |
|-----|------------------|

10 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

(1) コンプライアンス

(指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況や、法令遵守の徹底に向けた取組の状況について、具体的に記載してください。)

ア 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況や、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

内 容

1) 団体としての諸規定の整備

当財団は、公益法人として、公益の担い手としての自覚と責任を常に認識し、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与するように倫理規程を定め、財団の使命、社会的責任、信用の維持に努めています。職員の就業、給与等運営に必要な諸規程を定め、事業運営の透明性を確保するとともに、公正かつ適切な事業運営を行います。

①就業：職員の就業は、有期雇用職員を含め、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 就業規則」に必要事項を定め、職員は誠実にその業務を遂行します。

②給与：職員の給与等は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 職員給与規程」に必要事項を定め、適切に運用します。

③職務権限：決裁：理事長及び常務理事の職務権限は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 職務権限規程」に必要事項を定めています。

事務の代決、専決等に関し、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 事務決裁規程」に必要事項を定め、適切に運用します。

④会計：会計処理は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 財務規程」に必要事項を定め、財務及び会計の状況を正確かつ迅速に処理し、健全な運営を図ります。また、指定管理業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理を区分します。

⑤情報公開：公正で開かれた活動を推進するために、当財団の活動状況、運営内容、財務資産等を積極的に公開します。公開にあたっては、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 情報公開規程」により適正に実施します。

2) 事業実施にあたっての法令遵守

宮ヶ瀬湖周辺地域は、神奈川県立自然公園条例により、湖面および周辺地域の大部分が県立丹沢大山自然公園の特別地域に指定され、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、県民の保健、休養および教化に資することとされており、自然公園法、河川法等の法律により行為の制限、利用の規制等が定められています。

このため、施設管理、地域活性化業務等の実施にあたっては、所管行政庁と十分な事前調整を行うとともに、日常的に関係法令の理解に努め、神奈川県条例及び規則等を遵守しながら適正な執行を行っていきます。

また、個人情報の取扱いについては、神奈川県個人情報保護条例を踏まえ制定し

た当財団の「個人情報保護規程」に基づき個人情報の保護に努めるとともに、全職員への周知徹底を図り、厳正に対応してまいります。

c) 施設利用にあたっての透明性、公平性の確保

施設の利用承認にあたっては、透明性、公平性を確保するために、記録の保存を行い、透明性の向上に努めます。

- 施設利用については、申込みを受け付けた時点で、台帳に記載し、重複が生じないように管理し、特に、カヌー場では、利用者団体と適宜、利用調整会議を開催し、大会やイベント等の日程の調整を行い、利用日程の透明性を確保します。またその際に、利用者の意見を聴取したり、利用者間での懸案の解決や、安全利用についての討議を行い、より一層の適正利用を目指します。

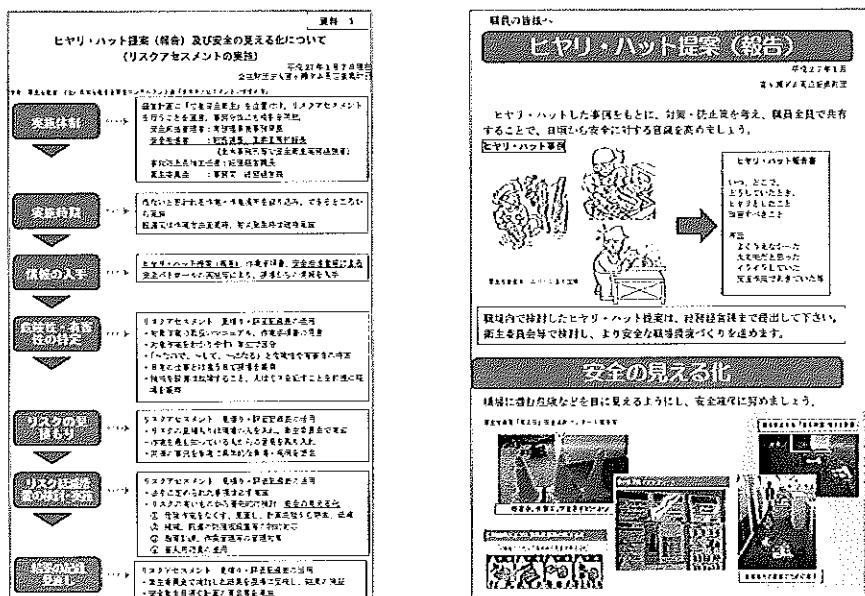
イ 申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

内 容

- 重大な事故や不祥事はありません。

(○ 平成26年に当財団の管理運営する県立あいかわ公園において、職員が、手押しカンナ盤を使用して木材を加工中に、右手親指を負傷する事故が発生したため、早急に救急病院へ搬送し処置を行いました。この事故について、労働災害として対応し、関係機関へ報告しました。

事故発生を受け、再発を防止するため、職員の作業手順の遵守や安全衛生意識の高揚を確保するためヒヤリハット提案制度、安全の見える化の充実を図るとともに、各種危険作業にかかる危険要因を抽出するリスクアセスメントを行いました。また、機器の取扱では、メーカー技術者やベテラン職員を講師とする実地研修を十分に行って取扱に習熟するようにしています。)



ヒヤリ・ハットの提案（報告）及び安全の見える化について

(2) 個人情報保護

個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

内 容

- 当財団で取り扱う個人情報は、宮ヶ瀬湖周辺地域で活動するボランティアや各種セミナーや行事の講師と参加者、会議室等の申込み利用者等の情報が主となっています。この他に職員や業務委託業者の情報等があります。当財団では、県の個人情報保護条例に基づき「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団個人情報保護規程」を定め、適切な運用を行うとともに、マイナンバー制度など新たな個人情報保護制度への対応を行って行きます。
- 職員への周知の徹底：職員が、個人情報の適切な取扱いができるように、管理運営で取得した個人情報の漏えいの事例等を紹介して、個人情報保護の重要性、管理方法を職員会議で職員に周知します。
- セキュリティの確保：組織的な安全管理体制を確保し、個人情報を適切に扱います。万が一漏えいが発生した場合は、個人情報取扱主任者（総務経営課長）が、速やかに関係機関へ報告するとともに、被害状況（漏洩内容、範囲）を把握し、対象者に漏えい内容を連絡して、二次災害防止に努めます。
- 研修：県の個人情報保護条例や財団の規程、マイナンバー制度等について、個人情報取扱主任者（総務経営課長）を講師として、職員を対象に研修を実施します。

(3) 社会貢献

ア 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

内 容

- 障害者雇用促進法の趣旨に鑑み、障害の有無にかかわらず、全ての人が働きやすく、能力が発揮できる職場環境づくりに努めます。
- 障害者への配慮：障害者が働きやすいように、職場環境を工夫します。バリアフリーの環境をはじめ、障害機能を補うのに必要な作業環境を提供します。
 - 職場環境づくり：障害者の雇用を促進するとともに、障害者が能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。必要な作業補助支援と声掛けをします。
 - 雇用の促進：地元関係機関と連携して、障害者雇用機会に積極的に取り組みます。

イ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

内 容

1) CSR活動との連携

宮ヶ瀬湖周辺施設においては、(株)メタルワンやコカ・コーラライーストジャパン(株)等の企業が社会貢献としてヤマモミジの植樹やスイセンによる花壇整備等を行っています。この時に、行事が安全に、円滑に進められるように、作業の技術指導を森林インストラクターと財団職員が行い、スコップ等の植樹器材の貸し出し等を行っています。



民間企業による植樹活動

2) 学校との連携

鳥居原園地においては、都立桜町高校の生徒による社会貢献として、ドウダンツツジの植樹が行われています。高校と協働し、行事が安全に、円滑に進められるように、植樹の技術指導を森林インストラクターと財団職員が行うとともに、スコップ等の植樹器材の貸し出し等を行っています。



高校生による植樹活動

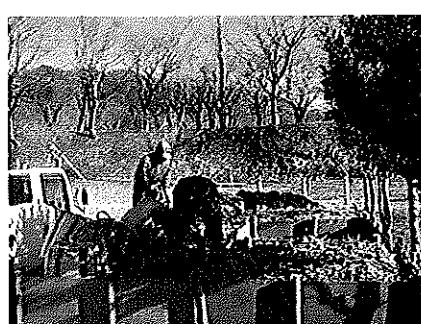
ウ 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

内 容

- 環境負荷軽減のため、省エネに積極的に取組、光熱水費の削減、資源の有効活用、環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン調達基準）を積極的に実施します。

- ① 職員への周知の徹底：神奈川県の定める環境方針に従い、法令を遵守して水源地として水質汚染を未然に防ぐとともに環境配慮の視点から業務を見直します。

- ② 循環型社会づくり：環境に配慮した商品・サービスの購入を促進するとともに、



刈草の堆肥化（集積）

廃棄物の処理にあたっては、剪定枝・刈り草等のたい肥化など資源の有効利用を行います。

- ③ 地球温暖化の防止：電気・ガソリン等のエネルギー使用料の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。また、グリーンカーテンの設置による省エネ対策を行います。
- ④ タバコ：「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、施設内に喫煙場所は設けず、屋外に喫煙場所を設置し、たばこの害の軽減に努めます。



グリーンカーテンの設置

- 美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬湖の水質を守るために制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の基本理念を啓発します。

- ① 財団が作成するパンフレット等に「宮ヶ瀬湖憲章」を記載し、利用者への啓発を行います。
- ② 財団職員の名刺に「宮ヶ瀬湖憲章」を記載し、関係者の方々に周知し、水源地の保全を図るように努めていきます。

| | |
|-----|------------------|
| 団体名 | (公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 |
|-----|------------------|

11 これまでの実績

(1) これまでの実績について

ア 指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況
(指定管理施設の特性を活かせるような類似施設での実績について、具体的に記載してください。)

内 容

1) 神奈川県発注

- ① 県立あいかわ公園管理運営業務
：平成 18 年 4 月から継続中（指定管理）
：神奈川県県土整備局 都市部 都市公園課
- ② 宮ヶ瀬湖周辺地域振興事業：やまなみセンターの管理運営
：平成 10 年 9 月から継続中
：神奈川県政策局 政策部 土地水資源対策課
- ③ 宮ヶ瀬湖周辺自然公園施設管理運営業務：宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の管理運営
：平成 11 年 4 月から継続中
：神奈川県環境農政局 水・緑部 自然環境保全課
- ④ 県立宮ヶ瀬湖力又一場管理運営業務
：平成 11 年 4 月から継続中
：神奈川県教育委員会 教育局 生涯学習部 スポーツ課
- ⑤ 県立津久井馬術場管理運営業務
：平成 11 年 4 月から平成 26 年 3 月まで
：神奈川県教育委員会 教育局 生涯学習部 スポーツ課

2) 国発注

- ① 宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営業務
：平成 11 年 11 月から継続中
：国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所
- ② 宮ヶ瀬ダム管理支援（施設管理）業務：湖岸・湖面巡視
：平成 11 年 11 月から継続中
：国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所

イ 他の自治体等における指定取り消しの有無

内 容

無し

| | |
|-----|------------------|
| 団体名 | (公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 |
|-----|------------------|

12 その他

その他、宮ヶ瀬周辺施設（やまなみセンター、集団施設地区、カヌー場）の管理運営に当たって、独自の発想に基づく提案やアピールしたいことが特にあれば、記載してください。

内 容

① 独自事業

財団では、指定管理業務以外に、自主財源を投入して、水源環境理解促進事業や宮ヶ瀬地域活性化事業を実施しています。事業としましては、宮ヶ瀬湖集団施設地区を利用した24時間リレーマラソン、自然観察、親水池を利用したカヌー教室、レンタルカヌー事業、Eボート体験等を実施していきます。

この他に、財団が独自に育成した宮ヶ瀬自然ガイドレンジャーによる、宮ヶ瀬の魅力を発見するツアーを実施し、水源地の大切さについて理解を深める事業も実施しています。

(1) 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化事業

(単位：人)

| 内 訳 | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|---------|------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月 | 会 場 | 内 容 | | | | | |
| 5 | カヌー場 | レンタルカヌー事業 他4回 | 100 | 100 | 100 | 150 | 150 |
| 8 | 親水池 | カヌー教室(夏、秋) | 1400 | 1450 | 1550 | 1630 | 1630 |
| 8 | 宮ヶ瀬 | 24時間リレーマラソン | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |
| 8 | 宮ヶ瀬 | 星空観察会 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 11 | カヌー場 | Eボート体験ツアー | 50 | 50 | 50 | 70 | 70 |
| 12 | 宮ヶ瀬 | ロードトレイン ナイトツアー | 28,000 | 29,000 | 30,000 | 30,000 | 31,000 |
| 小計(11件) | | | 38,050 | 39,100 | 40,200 | 40,350 | 41,350 |



夏季カヌースクール



24時間リレーマラソン

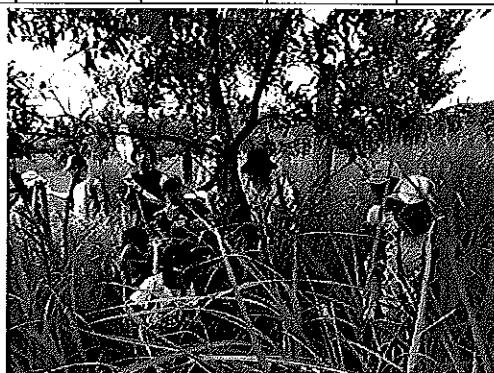
(2) 水源環境理解促進事業

(単位：人)

| 内 訳 | | | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|--------|-----|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 月 | 会 場 | 内 容 | | | | | |
| 5 | 宮ヶ瀬 | 森と水シリーズ(春) ガイドツアー | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 |
| 7 | 宮ヶ瀬 | 自然体験 ガイドツアー | 50 | 50 | 100 | 100 | 100 |
| 8 | 宮ヶ瀬 | 森と水シリーズ(夏) ガイドツアー | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 |
| 10 | 宮ヶ瀬 | 森と水シリーズ(秋) ガイドツアー | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 |
| 12 | 宮ヶ瀬 | 森と水シリーズ(冬) ガイドツアー | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 |
| 小計（5件） | | | 210 | 250 | 340 | 380 | 420 |



体験自然ガイドツアー



自然体験ガイドツアー

2) 新たな観光の核づくり

宮ヶ瀬湖周辺のポテンシャルをベースに東京オリンピック・パラリンピックやリニア中央新幹線の車両基地の整備などを踏まえて新たな観光の核としての成長を目指す方向性を持って取り組みます。

3) 財団の「経営計画」

財団を取り巻く経営環境、財務状況等を分析し、水源環境の理解促進、宮ヶ瀬湖周辺地域活性化の推進という財団の理念を実行するための取組、具体的な行動を明記したプログラムを検討し、「経営計画」としてまとめました。

経営計画の期間は、今後の宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理動向を踏まえ、平成27年度から平成32年度までの6年間としました。

4) やまなみセンター別館の呼称募集

やまなみセンター別館の開設に伴い、来訪者に愛される、親しみやすい名称を募集します。

募集にあたっては、応募用件、時期、名称決定方法、選定委員等、詳細について調整していきます。

(

(